

上下水道課長	谷 本 誠	上下水道課 副 課 長	陸 平 将 史
教育委員会 事務局 長	瀬 田 和 哉	教育委員会 事務局副局長	吉 田 忠 弘
教育委員会 事務局 学校 給食センター 所 長	芦 口 正 史		

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 承認第 1 号 上富田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 承認第 2 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 承認第 3 号 上富田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特
別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 承認第 4 号 令和 7 年度上富田町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 6 議案第 4 5 号 上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 4 6 号 上富田町小規模多機能施設設置及び管理に関する条例を
廃止する条例
- 日程第 8 議案第 4 7 号 上富田町立小学校及び中学校施設使用料徴収条例の一部
を改正する条例
- 日程第 9 議案第 4 8 号 令和 7 年度上富田町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 0 議案第 5 0 号 物品購入契約の締結について（令和 7 年度 第 1 号 非
常備消防事業 小型動力ポンプ付水槽車購入）
- 日程第 1 1 議案第 5 1 号 物品購入契約の締結について（令和 7 年度 第 1 号 小
学校管理事業 タブレット端末購入）
- 日程第 1 2 議案第 5 2 号 物品購入契約の締結について（令和 7 年度 第 1 号 中
学校管理事業 タブレット端末購入）
- 日程第 1 3 議案第 5 3 号 工事請負契約の締結について（令和 7 年度 第 1 号 大
谷総合センター運営事業 大谷総合センター耐震改修工
事）
- 日程第 1 4 議案第 5 4 号 上富田町教育委員会委員の任命について
- 日程第 1 5 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 1 6 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 日程第 17 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 18 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 19 議員派遣の件について
- 日程第 20 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

△開 会 午前 8 時 5 7 分

○議長（松井孝恵）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和 7 年第 2 回上富田町議会定例会第 3 日目を開会いたします。

本日も上着を取っていただいて結構かと思えます。当局の方も上着を取っていただいて結構です。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第 1 一般質問

○議長（松井孝恵）

日程第 1 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

ここで、家根谷副議長と交代をいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 8 時 5 8 分

再開 午前 8 時 5 8 分

○副議長（家根谷美智子）

それでは、再開します。

松井議長が一般質問を行いますので、副議長の私が議長の職を務めます。

4 番、松井孝恵君。

松井君の質問は一問一答方式です。

巨大地震と農業集落排水の課題についての質問を許可します。

○4 番（松井孝恵）

巨大地震と市ノ瀬農業集落排水の課題について質問いたします。

この私の質問は、委員会において何度もお聞きしたことであります。昨年 9 月に巨大地震に対しての備えとしてお聞きいたしました。今回、改めて農業集落排水のトイレについて、課題は何か整理をし、住民に対して備えを促す機会といたしたいと思っていま

す。

今、各自治体におかれましても、いつ発生してもおかしくない南海トラフ大地震に対しての備えが進められています。避難所、施設の空調整備、飲料水や食料の確保、津波避難タワーなど整備されつつあります。また、トイレにつきましても、マンホールトイレやトイレトラックなど、計画や購入が進められつつあります。

実際に地震が発生した場合、最も大切なことは、72時間以内に人命を救助することだと思っています。次に大切なことが、人間が生きていれば必ず行う排せつ行為への対処だと思っています。それは、水や食料と比べて明らかに時が待ってこないからです。

まず、最初にお聞きいたします。

市ノ瀬地区の農業集落排水施設、北岸と南岸、設置してどれぐらいの年数がたちましたでしょうか。

○副議長（家根谷美智子）

上下水道課、陸平君。

○上下水道課副課長（陸平将史）

おはようございます。

お答えします。

市ノ瀬南岸地区につきましては、平成10年に供用開始しており、約27年経過しております。

また、市ノ瀬北岸地区につきましては、平成13年に供用開始しており、約24年が経過してございます。

以上です。

○副議長（家根谷美智子）

松井君。

○4番（松井孝恵）

家庭からの排水を河川に流すことなく環境を整えてきた結果、ハエや蚊の発生を防ぎ、川はきれいになってきました。生態系も以前に戻りつつあると思います。大変社会に貢献している施設です。

しかし、これだけ年数がたちますと、当然老朽化から設備の劣化が起こります。今年1月には、埼玉で下水管の老朽化からくる陥没事故が起きて、貴い命が失われました。その後も大阪で、また京都で、今年5月29日は、和歌山市西浜の県道15号で、昭和50年設置の水道管に亀裂が発生しました。耐震化が急がれると思います。

上富田町内の水道管も毎年更新されていますけれども、このペースだと、あと70年ぐらいはかかると課長さんから説明をお聞きしました。

さきの委員会において、公共下水道区域137.8ヘクタールを対象として、令和7年度に上富田町公共下水道総合地震対策計画策定業務を行うと説明がなされました。これは国土交通省の管轄とお聞きいたしました。農集のほうは農水省で、そちらからの指示は今のところないという説明を受けました。

そこでお聞きします。市ノ瀬の農集に埋設された下水道管路の耐用年数はどれぐらいになっていますか。

○副議長（家根谷美智子）

陸平君。

○上下水道課副課長（陸平将史）

お答えします。

一般的に、下水道管路の標準耐用年数は50年となっております。市ノ瀬地区に埋設されている下水道管路についても50年となります。

以上です。

○副議長（家根谷美智子）

松井君。

○4番（松井孝恵）

ということは、先ほど27年と24年とお聞きしましたので、その耐用年数についてはまだ十分あるんだよと、こういうことですね。

続けてお聞きするんですが、これ、農業集落排水施設が停電したとき、このときの電源の確保、それから下水道の管路の、年数はあるんやけれども、耐震化、これがどうなっているかお聞きしたいんです。

それで、震災になりますと、いわゆる真空方式、真空状態が保てなくなった場合、農集の回復にどの程度の日数を要しますか、お答えいただきたいと思います。

○副議長（家根谷美智子）

陸平君。

○上下水道課副課長（陸平将史）

お答えします。

農業集落排水施設が停電したときの電源確保につきましては、発電機による電源供給を考えてございます。

現在、発電機を3台保有しておりますが、今後起こると言われている南海トラフ地震に備え、農業集落排水処理施設全体の機能を確保できるよう、発電機の配備についても考えていきたいと思っています。

下水道管路の耐震化の現状につきましては、当町が使用している下水道管路につつま

して、市ノ瀬地区にも採用しております真空式下水道管路につきましては、管路と管路の継ぎ手部分に伸縮性のあるゴム輪ロング継ぎ手を採用しており、柔軟なゴム輪により、地震時の衝撃や変形に対応し、管路の損傷を防ぐ性質を備えており、耐震対策は図れていると考えてございます。

また、災害などで真空状態が保てなくなった場合の復旧に要する期間につきましては、農業集落排水区域が5地区あり、うち4地区が真空方式を採用しており、真空管路延長が約49キロメートルございます。被災状況により大きく異なることから一概には言えませんが、被災箇所への把握に時間がかかることも考えられることから、応急復旧まで数日から数週間を要することが想定されます。

以上です。

○副議長（家根谷美智子）

松井君。

○4番（松井孝恵）

地震の程度によって、その被災の状況は違うと思うんですけども、数日から数週間にかかるだろう、仮説ですよ。そういうことなんだと思います。

私、事あるごとにとというか、町内会なんかでみんなで寄ったら話をするんです。みんなそんなになったらトイレをどうするのと、よう聞くんですわ。しょっちゅう聞いていますね。今の新しく建ってきた家というのは大体コンクリートで庭とかも整備されているんで、土の部分がなかったりして、どうすんのやろうと私いつも思うんです。

大概そうやって聞くと、私が聞くのは大体男の人相手なんで、簡単に溝っこでするねんとか、前の田んぼでするねんとか、根皆田川でいいん違うんかとか、そんなことを言うわけですね。でも冷静に考えたら、それは人の畑や田んぼに勝手にそんなんすることはできませんし、川といたって高いし、とてもじゃないけれども無理だろうと、こう思うわけなんです。そんなことをするんだったら、事前にその田んぼ主に許可をもらっておいて、そのときにはそうさせてもらう、復旧は町内会でするとか、あとは、最初に取り決めしとかんのかんというて話はするんです。なかなかそういうことも進まないんですけども、それは必ずやっていかなくてはならないことやと思っています。

特に、もし地震が起きて、皆さん自分のご自宅を考えたらええと思うんですけども、奥さんや娘さんがトイレなっとうしようとなったときに、いや、本当にどうするのかなということなんです。実際、私の家なんかですと周りは畑なんで、いろいろ考えることはあるんですけども、たちまち困るんだろうなと、そういう気がします。

そこでお聞きします。排便・排尿は時が待ってくれません。災害時の緊急の優先課題となります。農集が停止した場合、役場ではどのような対応を取っていただけますでし

ようか、お答えください。

○副議長（家根谷美智子）

陸平君。

○上下水道課副課長（陸平将史）

お答えします。

町としましては、トイレトラックの購入、また、地域防災計画に位置づけている避難所等にマンホールトイレを整備する計画も進めており、災害時にはそれらを用いた対応を想定してございます。

避難所に行けない自宅避難者の各家庭に対してのトイレ対策については、個別に対応することは難しいと考えられます。

町としましても、町民の皆様にも、日頃から災害時におけるトイレ対策として、携帯トイレや簡易トイレなどの備蓄をお願いする必要があると考えており、減災対策の一つとして啓発を強化していくことが重要だと考えてございます。

以上です。

○副議長（家根谷美智子）

松井君。

○4番（松井孝恵）

今、トイレトラック、それからマンホールトイレの整備というお話もございました。

でも、今トイレトラックはこの下に止まっていますけれども、実際に地震が起きて、あれ1台ですよ。南海トラフというのはもう広域、静岡から九州までと言われていいますので、たくさんまあまあトイレトラックの協定があつて、ほかから応援も来るというお話もあるんですが、皆さん困るわけですね、一斉に。すると、このトイレトラックが例えばさっき私が言った農集地区の市ノ瀬の憩の家へやってきて、そこへ置くというようなことも想定できやんわけですよ。当然災害対策本部になるこの役場か、あそこに止まったまま、職員さんのためにここで用を足すというような形になると思うんです。

マンホールトイレといったって、これ大きな学校とか、道の駅くちくまのとか、計画されていますけれども、そこまでは行けないし、このぼっとなん便所を造るのにどれだけ費用がかかってどれだけ時間が、とにかく時間がかかるということで、これは造るのは否定もしませんし、ええことやと思うんですけれども、私たち市ノ瀬に住んでいる住民のためにはならないよ、これ現実なんです。そういうことも役場も広報や新聞なんかでも発表して、住民に伝えているわけです。これはいいことなんです。だけど、住民に勘違いだけはさせないようにしなくちゃなんなど。ああいうものがさも来るんじゃないかと勘違いする人はおると思うんです。でも、それは違うということをやっぱりはつき

り言うていかなあかんと思うんです、我々は。

この課題は、地震だけでなく、長期にわたる停電なども対象になりますから、役場のできることとできないことを整理して、住民に正確に各家庭で備えてくださいと伝えておく必要があると思います。その上で、簡易トイレの支給や補助事業の整備も必要だと思いましたが、どう思われますか。

○副議長（家根谷美智子）

総務課課長、十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

携帯トイレ、簡易トイレにつきましては、防災訓練や防災イベントなどの機会に使用方法の説明をして啓発に努めております。

簡易トイレ、携帯トイレについては、参加者の皆様の関心が非常に高く、ご家庭でも比較的気軽に備えられるものと感じていただけている様子でございます。今後におきましても、様々な機会を捉えまして、啓発を進めてまいります。

配布につきましては、訓練などの際に備蓄のローリングストックを活用することは考えられます。購入の補助につきましては、現在予定はございません。

いずれにいたしましても、各ご家庭に必ず備えていただきたいということは広く、強く伝えていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（家根谷美智子）

松井君。

○4番（松井孝恵）

前にも申し上げましたけれども、私の町内会でも、平成23年の大水害のときに、あれ、たしか滝尻の山が崩れて、土石流の可能性があったような感じになったんですね。そうであるにもかかわらず、私、町内会の方に避難を求めたら、役場の指示を待とらと。おいやんら、何人も言うたんですよ、まあ役場の指示を待とら、慌てんなど。でも、それを聞いて、ああ、やっぱり皆、人ごとやねんなどと思ましてね。本当に、今、総務課長おっしゃいましたけれども、いろんな機会を捉えて、できないことはできやんと伝えてほしいんです。

避難訓練をしてきた人は、もちろんそれを聞いてそうだなと思うけれども、大概の人は避難訓練に来ていませんので、そういったところにもほんまに必ず、広報でも何でもええし、町内会の会議でもええし、何かほかの会議をやるときでもいいんで、必ずそういうことを伝えてほしいと思うんです。それがやっぱり災害に対する備えだと思います

ので、よろしく申し上げます。ぜひ、急ぎ万全の対策を構築していただきたいと思います。

副議長、次の質問に移ります。

○副議長（家根谷美智子）

それでは、次の質問を許可します。

○4番（松井孝恵）

次に、PTAと学校についてお聞きしたいと思います。

5月の終わりのことだったんですけれども、午後の報道番組で、PTAの存在意義について特集が放送されていました。見出しは改革か解散かという内容でありました。

皆様もご存じだと思いますけれども、PTAのPはペアレンツ、保護者、Tはティーチャーで教職員、Aはアソシエーションで団体とされております。今から約80年前に、戦後間もなく、GHQによる指導で教育の抜本改革として組織されたそうであります。初期の頃は、たくさん戦死者が出ましたので、母の会として発足したと聞いております。

当時から加入については強制はなく、任意の加入でありました。そして、今日までその取組は続いていますけれども、日本PTA全国協議会では、直近5年間で会員が73万人の減、昨年1年間で17万人の減となったそうです。現に、今年3月に、岡山県の県PTAは全国で初めて県単位で解散されました。平成20年に約18万人あった会員が、令和6年には1万人まで減少したそうであります。

PTAというのは、あくまでも任意の加入ですけれども、実態は入学と同時に自動的に加入となり、会費が徴収されるのが多数であります。PTAに入会されない理由ですが、目的がよく分からない、活動だけが勝手に強制される、納得できないということのようです。

そこで、まずお尋ねします。

町内にある5つの小学校と上富田中学校のPTAの加入率は、保護者と先生方それぞれどのようなになっていますでしょうか。

○副議長（家根谷美智子）

教育委員会事務局事務局長、瀬田君。

○教育委員会事務局（瀬田和哉）

よろしく申し上げます。

お答えいたします。

令和7年度の現状といたしましては、まず保護者のPTAの加入率ですけれども、朝来小学校、生馬、岩田、岡小学校では100%、市ノ瀬小学校では99%、上富田中学校では77%となっております。

また、先生方の加入率ですけれども、朝来小学校では97%、生馬、岩田、岡、市ノ瀬で100%、上中では47%でございます。

以上でございます。

○副議長（家根谷美智子）

松井君。

○4番（松井孝恵）

今の答弁をお聞きしますと、小学校についてはほぼほぼ100%、それから上富田中学校は、父兄は77%で先生は47%、約半分だよと、こういうお答えだと思います。

保護者の方々は、この半強制的な加入に疑問を持って、前年度の役員がもう卒業していくのに今年度の活動を決めてあるとか、やりたくないのに家へやってきて役員をしてくださいと頼まれるのは、何かの罰ゲームなんかというような、これは報道ですけれども、されてきました。それに加えて共稼ぎ世帯も増加しており、昼にお仕事をしてきて、夜の会議は大変な重荷でもあるようです。

ここでお尋ねをいたします。上富田中学校の先生方の未加入の理由は何なんでしょうか。

○副議長（家根谷美智子）

瀬田君。

○教育委員会事務局長（瀬田和哉）

お答えいたします。

未加入の理由をお聞きしましたところ、教育活動に支障がございませんというようなお答えであったりとか、あと、講師で常に本校勤務しているわけではございませんというようなお答えが返ってきております。

以上です。

○副議長（家根谷美智子）

松井君。

○4番（松井孝恵）

なるほど、一番大きな理由が教育、学校で勉強していることに支障がないから入る必要はないよと、もちろん強制ではないんで自由だからと、こういうお答えですよ。

次の質問にいきます。

私が市小のPTA時代、もう大分前なんですけれども、学校長から用務員さんまで合計14名だったんです。それで学校の運営をされていたんですけれども、令和7年はたしか22名おられると聞いています。

そこでお尋ねします。生徒数が減っている中で、どのような業務が増えてきたんですし

ようか。

○副議長（家根谷美智子）

瀬田君。

○教育委員会事務局長（瀬田和哉）

お答えします。

教員の取り巻く環境のほうは、時代とともに多様な変化がございます。

昔と比べ教員の労務負担が増えてきた、そう考えられる理由についてでございますけれども、まず保護者対応に要する時間、次に不登校児童、その児童に対する時間、あと、特別支援の必要な生徒さんがやっぱり増えてきたということに対応する時間であったり、今までなかった、また新しいICTの取組、そういったところが考えられます。

以上でございます。

○副議長（家根谷美智子）

松井君。

○4番（松井孝恵）

時代の変化とともに、ICTなんて今までなかった教育のルールというか、こんなにも増えてきて業務が増えているよ、当然支援体制ですね。だから、そこにたくさん手がかかるんで人員も増えているんだよと、こういうことかと思えます。

ただ、今の学校の内容については、老婆心ということではないけれども、いろんな意見があるんです。大体人って、私らもそうやけれども、昔はよかったなとかいうような話をして何か言うんですが、例えばそういう意見というのは、PTAに対してというよりも、学校に対して向かっているように思います。

例えば、運動会ってありますよね。あれ、何で午前中に終わるんですかとよく言われるんですよ、何で昼からせんのと。あるいは、夏休みのプール当番、物すごく暑いのに、なぜお盆前に終わって、もうそれからしてあげやんのか、こんなことも聞きます。

特に市小まつり、これ大きなイベントやったんで、市小ではいちい汁とかおにぎりというのを出していたんですけれども、これもなくなった。豊作園というてサツマイモを植えるんですが、こういうのも、もう先生が全く豊作園に関わってくれないよ、こういうことも言われます。

そして、特に朝、子供さんが登校してくるんですけれども、登校のときに先生方が橋のところとか横断歩道のところへ来て指導していただいていたんですけれども、最近先生来ていないな、こういうこともお聞きしますし、通学合宿で全然参加も手伝いもないなというようなこともお聞きします。

私も長年、かつてはやっていたんで、全くほんまやなと思いつつ、これは前にも述べ

ましたけれども、今の先生方、今の保護者の方々、この方々がそれでいいんやったら私は全然ええと思うんです。もう当たり前なんで、そんな変化していくべきなんですけれども、事実、その方向に向かっていく結果、例えば行事にしても、何にしても、地域との関わりは極力少なくなる方向に向かっていくように思うんです、結果として。当然仕方ない、これは。学校の運動会のメニューなんかもどんどん地域のやつは外して、学校の子供さんたちだけの競技になっていっているわけなんです。

これは仕方ないんですけれども、私、この前頂いたんです。令和7年度の学校教育指導方針、これを頂いて読ませてもらうと、家庭と地域社会との連携とか、家庭ですよ、学校じゃない、家庭と地域社会との連携。それから地域との交流、開かれた学校づくりの充実、教職員・児童の地域活動への参加、児童生徒の学校外における安全確保のために知恵を出し合い、保護者・地域と連携した取組を進めるというふうに、地域という言葉がたくさん出てくるわけなんです。ただ、現実には地域との乖離が少し進んでいるんじゃないのかなという思いでこれを読ませてもらったんですけれども、今言ったように、家庭と地域と連携しなさいよ、保護者と地域と連携しなさいよと言われたら、学校は学校の経営にきちんと専念しますから、保護者や家庭は地域としっかり連携してくださいよというふうに見えるんです。

だから、イメージなんですけれども、かつては学校があって、そして、その下にはPTA、PTAというのは保護者と教職員の団体ですね。そこに地域があって、この3者で支えていたというイメージなんです。今は学校があって、当然教職員の組合があって、これは学校をしっかりと運営していきますよ。それで学校があって、一方で保護者と地域があって、そこはしっかりまた学校でして、若干教師との距離が離れているんじゃないのかなという私はイメージを持つんです。そこをちょっと考え過ぎですか。そういうふうにしてあるわけですよ。

お尋ねします。保護者、教職員、地域の3者の関係を今どう捉えておられますか。

○副議長（家根谷美智子）

瀬田君。

○教育委員会事務局長（瀬田和哉）

お答えいたします。

議員のおっしゃられる学校教育指導方針には、家庭と地域や、地域と連携したなど、地域といった言葉は確かに多く出てきます。これは時代の流れとともに、先ほども言いましたあらゆる部分で多様化が進んでいる、そういったことに伴って、子供の教育は学校の中の問題だけではないという考えに基づいたものでございます。

学校教育指導方針は、教育基本法に基づき教育委員会が監修し、学校が目指す根幹を

示すものでございます。文言の全てには、学校が取り組むべきといった主語があると考えていただければ幸いです。

つまり、家庭や地域のことは家庭や地域でと分離した考えではなく、学校も一緒になって取り組むということであるのご理解をお願いしたいというふうに考えてございます。

さて、議員ご質問の3者の関係についてということですが、それぞれの組織に加入して率先して関わっていただいている方々、この方々につきましては、基本、子供の教育環境をよくしたいと、そういう考えの下、お互いに協力連携し、それぞれに一生懸命取り組んでいただいていると、そのように感じてございます。そういった意味での関係性は良好であるというふうには認識してございます。

ただし、この3者の関係性に影響を及ぼすと考えられる一つの起因になる問題点と考えますのは、PTAに限らず、やっぱり地域の力であったりとか、そういった地域の力の根幹は町内会と私考えておるんですけれども、そういったものそれぞれの組織の加入率の低下、それに伴う組織力の低下、こういったもののバランスが崩れてきているのではないかというふうに考えてございます。

議員もご存じのとおり、PTAについても、先ほどおっしゃっていた町内会についても、任意団体で行いませんので、加入に強制力はございません。そういった加入率の低下については、働き方や生活様式の変容であったりとか、時代の流れ、流入人口の増加、あらゆる起因になる要因に基づき、地域との関わり方、また加入することのメリット・デメリット、例えば加入しなくても生活に支障がないであるとか、そういったことを考える人もやっぱり増えてきているん違うのかなというふうに考えてございます。

こういったことが要因で、保護者会や教職員、地域といったそれぞれの組織での加入率が低下し、やはり組織力の低下に影響しているのではないかなというふうには考えてございます。

教育委員会としましては、学校教育指導方針にもありますように、学校、保護者、地域の連携による教育を進めることが重要であるというふうには考えております。それぞれの組織力の低下には大きな問題につながるものと考えてございます。

この問題を解決するには、やはりそれぞれの組織において、組織の取組を魅力あるものにする、そういった努力や加入することの付加価値をつけていくなど、加入したいと思える組織にする努力が必要であるというふうにも考えます。

話は変わりました、上富田中学校の保護者の方で、保護者としてこういったことを危惧されて、いろんな角度から取組をされている方がおられましたので、先にお伺いし、その方の取組の一つであるPTA関係、これについてお話をお伺いしてきましたので、

教育委員会としての考えも含めてご紹介させていただきたいと思います。

まずは、現在の上富田中学校のPTAにおいて、子供のために保護者として何ができるか、そういった活動目的は今も昔も変わっておられず、教育委員会としても安心していらっしゃると思います。

また、議員が危惧されておりますPTAの解散、これに対しましても、一番心配なことは、PTAの解散が危機ではなく、PTAなどの学校の組織的な活動に無関心な保護者が増えてきているのではということに大きな危機感を感じているとおっしゃってございました。

一方、学校の奉仕活動や運動会、そういった場面においては、参加される保護者の数は一昔前とあまり変わっていないのではということもおっしゃられており、自分の子供のことに关しましては何かしら行動できる裏づけ、手伝う、手伝わんは別として、見に来るといふ行動自体で、やっぱり自分の子供に関しては関心があるんじゃないかなといふふうにもおっしゃられてございました。

また、令和5年度の保護者アンケートの中でPTAに関する質問があったそうで、PTA活動の課題点が中にはちょっと見いだされているようなこともおっしゃられており、令和6年度から、その方の話によると、PTA役員会であったり学校運営協議会で話し合いは重ねてきておりますといふような話はされてございました。

直近では、令和7年2月に、PTAに関する意識調査を実施されております。内容としましては、PTAについて理解しているか、していないかであるとか、PTAについて今のままでよいか、興味があるのか、自由にご意見くださいとか、そういったアンケートを取ったようでございます。

アンケートの結果でございますけれども、今ある組織ではやっぱり動きにくい部分がある。先ほど議員おっしゃられたように、何かやらされている感であったりとか、罰ゲームじゃないですけども、そう感じられる保護者もやっぱり中には多かつたような話もされてございました。あと会費についての問題とか、やっぱりお金の問題というのは結構シビアに捉えられているような保護者もおられたと、そういうふうにおっしゃってございました。

そういった課題が見いだされたそうで、まずはこういった課題に対して、保護者としてどう主体的に関わって、この関われる方法をいま一度模索したいといふふうにもおっしゃってましたし、組織の在り方自体を保護者とやっぱり学校と地域の皆様とで見直していきたいともおっしゃられておりました。

教育委員会としまして、お互いに、お伺いした活動は教育委員会として問題としている組織力の低下、これについても考えていただいていると感じましたし、今後もこの

課題解決に向け取り組んでいただくことにより、加入率を上げていただいて、その組織はやっぱり必要なと考えるので、組織力の向上に寄与していただけるような活動を取っていただきたいというお話をさせてもらったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（家根谷美智子）

松井君。

○4番（松井孝恵）

最近、他の地域から、上富田がいいからといって移住してこられる方もいますから、だから、その町内会なんかへ入る、入らん、入らないということも多いんですけども、別に困らない、メリットはないという声等もあるんで、今の課題だと思います。

滋賀県のある小学校では、PTAを廃止した学校があるんです。イベントなどは、イベントは会員になってなくても参加できるようにしたとか、あるいは興味のあることのみ参加して、保護者がこれは参加する、これは参加しないというのを自由に選択できるようにしたというような学校もあります。プロジェクトごとのリーダーを選ぶとか、できる人ができる範囲でやる会をつくったので、皆納得して活動できるようになったという報告もその報道番組ではなされていました。

ただ、そうは言いましても、私個人の話ですけども、平成8年に長女が保育園に入って、ちょうどそのとき会計をやってくれと言われてまして、その後、下の子が小学校を卒業するまで約22年間PTA役員として過ごしたんですが、時代の流れが変わったというても、やっぱり若干残念やなという思いがするんです。

先ほど言ったように、それはもう今の保護者と先生方が決めることでいいんですけども、私、市ノ瀬小学校で非常に指導を受けた校長先生がいらっしゃって、もうこの人もお亡くなりになったんで、タナカセイイチさんという学校長がおられたんです。この先生は親を叱って、教師が親を叱る、正しい方向に指導するのが教師の役目、常日頃からこんなことを父兄に言うていました。父兄というか、私たち役員に言うていましたね。先生は親を指導するんだと。考え方として、1番は子供、2番は保護者、3番は地域、そして、ずーっと離れて教職員なんだと、こうおっしゃっておられました。それは、教職員の中には反発される方もいたと思うんですが、考え方としてはそうだとその方はおっしゃっておられました。

また、当時教育長であられた谷本圭司さん、もうこの方も今はお亡くなりになっていますけれども、PTAを過ごす時代が、保護者が親として成長できる機会、PTAで自分が頑張るやることが親として成長できる機会なんだよ、こういうことを表現されておりました。

ここで教育長にお聞きします。

教育長は、長年現場を踏んでこられて、今教育長のご身分でおられますけれども、よくご存じかと思えます。最近の保護者や教職員の变化に何か感じることはございますか。

○副議長（家根谷美智子）

教育長、宮内君。

○教育長（宮内一裕）

お答えいたします。

先ほどからのお話の中で、少し繰り返しになるかなという面もございますので、ご容赦いただけたらと思えます。

P T Aは、子供の健全な育成を目的とした保護者と教職員による任意の自主組織であり、学校と家庭における教育の理解を深め、学校や地域における教育環境の改善を目指して活動するとされており、学校と家庭が連携して取り組む基盤となっています。

しかし、少子化や社会状況の変化につれて、P T Aの活動にも様々な変化が生じているのは事実でございます。両親ともに就業している家庭やひとり親家庭が増えてきており、活動への参加が難しくなってきましたし、役員等の成り手も少なくなってきました。さらに、活動への考え方にも変化が見られるようになりました。議員おっしゃられるとおりのやと思えます。

教職員の意識も変化してきていると思えます。働き方改革の推進が求められる中、私は大きく変わってきているなと思っております。自分が若かりし頃とやはり大きく違います。活動への関心が大変薄くなり、人と人のつながりが弱くなっているというふうに感じておるところです。

これまでP T Aは、学校給食の制度化など教育制度の充実に努めてきたほか、学校に対する支援を行うなど、やはり重要な役割を果たしてまいりました。今後、保護者や地域住民が学校の教育活動への参画が進む中、その役割はますます大きくなると考えています。

また、P T Aには、児童生徒の健全な成長を図るという大きな目的があります。それぞれの役割の下、各地域、各学校でよりよい環境づくりができるように、改革を進めながら取り組んでいただきたいなというふうに願っております。

今は、学校だけで教育を進めていけるような時代ではないかと思えます。各校の学校運営協議会には、P T A会長さんや地域の方々にも委員として参画をしていただき、共に学校づくりをしていただいております。様々な課題がある中ですが、地域の将来を託す子供たちに、やはり大人は何ができるのか問われているように感じます。

私は、地域が学校を育てると同時に、学校が地域を育てるという双方向の関係がやは

り必要じゃないかなと思いますし、その関係の中にPTAの存在意義もあるのではないかと考えております。

以上でございます。

○副議長（家根谷美智子）

松井君。

○4番（松井孝恵）

コロナがきっかけとは言いませんけれども、随分新しい時代に入ったような気がいたします。

先ほどからお話を聞いて、そういう時代の流れとともに加入率も下がっている、これはよう分かるんですけども、最初におっしゃった上中で親御さんは77%で、先生が47%かな。随分先生が低いわけですよ。このあたりは、今おっしゃった地域との連携を深めて話をするけれども、先生方と地域という話はなかなかないんで、これはしっかり教育委員会のほうでもお話は続けてほしいと思うんです、必要性というか。ぜひそれをお願いしたいと思います。

いずれにしましても、学校から見た協力の相手、それから相談の相手、誰を代表として相談するんかという相手は必要だと思いますので、保護者、教職員、地域と3者が進む中で、時代にふさわしい関係性、これをぜひ子供たちのために構築していただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

副議長、この質問を終わります。

○副議長（家根谷美智子）

それでは、次の質問を許可します。

○4番（松井孝恵）

次は、西牟婁郡町村会について、町長にお聞きしたいと思います。

5月の末に、奥田町長から町村会の会長の職を辞したと挨拶状を、私、頂戴いたしました。どうもお疲れさまでした。また同時に、新会長から就任のご挨拶もいただきました。

かつて、皆様はご存じかな、西牟婁郡といえば、串本、すさみ、日置川、白浜、上富田、大塔、中辺路、広大な行政区があって、県会議員さんというたらもう複数の候補が出て戦っていましたが、当時。それから国会議員は、当時は中選挙区、激しい戦いが繰り広げられていました。当時を知る方にお聞きしたら、今は与党対野党、選択するのは一択の中で、自分は与党やと言っておいたら安泰であるかのような風潮はいただけないかと嘆かれるご意見もございます。

各市町村、議員の世界もそうですけれども、仲よし会ではないですから、言うべきこ

とは言って、主張すべきことは主張する、その上で助けてもらうこともあれば助けることもあるというようなご意見をおっしゃる方もございます。

私たち議会も、西牟婁郡で議長会を結成しています。日々交流をいたします。西牟婁郡は3つの町しかありませんので、当然近隣の田辺市、みなべ町とも交流はさせていただいています。

例えばですけれども、昨年末に谷端議員が出された学校給食費無償化による不公平感の解消を求める意見書、これは最初、市ノ瀬小学校に子供が通うお母さんから、私のところに助けてほしいという依頼があったんです、助けてほしいと。その際、保護者会はまだ感知されておりませんでした。9月の委員会でもそういう情報はまだないんだよという町長のお答えもありました。そこで私は、これは緊急事態だよということで、田辺市の議長さんをお願いをして資料提供をいただいて、最終的に、当時知事だった岸本周平さん、それから担当課、県教委に直接届けることができました。また回答もいただきました。

また、あるときは、田辺市の方から、お住まいの地区の河川の護岸に関わる災害対策について相談を私は受けました。私、田辺市の住民ではありません、上富田町です。だけど、その方も助けてほしいんだと言ってこられたんですね。そこで役所へ行き、関係部署に相談しましたところ、別室に案内されました。別室です。早速市会議員、行政局長、担当職員を派遣してくださって対応していただきました。これからの災害に対する取組、大学構想なども聞かせていただきました。上富田町にもぜひ議会として協力していただきたいとおっしゃっておられました。それもこれも私が今の立場で、やっぱり議長会のメンバーだということを思ってくださいのかなと、そのように思いました。

確かに、皆さんの世界もそうですけれども、ほかの行政局へ手をつなぐって行くということは、これは許されるようなことではありません。けれども共通の課題というのはありますよね、近隣ですから。だから、お互いにしっかり意思疎通を図りながら、協力施策を講じる必要はあるだろうと私は思います。

そこで、2点お尋ねをいたします。

西牟婁郡の町村会の令和6年度の事業はどのような内容でしたか。

また、事業報告には書かれていないけれども、首長同士のつながりから何かなされたことはございましたか、お答えいただいてもいいですか。

○副議長（家根谷美智子）

総務課、十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

令和6年度事業につきましては、定例会を年4回実施しております。郡町村会の運営をはじめ、上富田町、すさみ町の取組についての報告会及び町内現地視察などを行っております。また、振興局との意見交換会、県外政務調査を実施しております。

首長同士のつながりからなされたことにつきましては、令和6年度ではございません。以上でございます。

○副議長（家根谷美智子）

松井君。

○4番（松井孝恵）

当然、町村会を運営するには、経費というのはいかかると思うんです。これは上富田、白浜、すさみ、3町の支出の金額、令和6年度はそれぞれ幾らでしたか。

○副議長（家根谷美智子）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

令和6年度の負担金は、上富田町334万5,000円、白浜町482万9,000円、すさみ町269万8,000円でございます。

以上でございます。

○副議長（家根谷美智子）

松井君。

○4番（松井孝恵）

先ほど、最初におっしゃった令和6年度には視察を行った、これ県外視察ですよ。これ、場所というのはどこへ、目的は何を視察されたんですか。

それと、上富田町の職員さんもついて行かれていたと思うんですけども、何課から何人参加されましたか。

○副議長（家根谷美智子）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

町長政務調査では、北海道小清水町に防災拠点型複合調査の視察、北見市に書かない窓口、ワンストップ窓口の実施状況や新庁舎防災対策室のシステムの視察、上川町に総務省事業フロントヤード改革についての視察を行っております。

副町長政務調査では、秋田県横手市にて、森林経営管理制度の取組と森林環境譲与税の活用について視察、秋田県大仙市にて、防災道の駅の視察を行っております。

職員の参加につきましては、町長政務調査への同行としまして、総務課の職員が1名、住民課の職員2名が参加しております。令和6年度の同行につきましては、職員の先進自治体視察研修制度を利用して同行させていただいております。

以上でございます。

○副議長（家根谷美智子）

松井君。

○4番（松井孝恵）

職員さんが3名ついて行かれたということで、当然研修に行くというわけですから、先進地の視察というか勉強というかということで、それを今後生かしていくんだと、こういうことですね。

ここでお聞きしたいんやけれども、白浜町が郡の町村会を抜けたと聞いたんですよ。視察に行くということは、3町で共通のテーマを見に行くんだと、こういう先進地視察と分かるんやけれども、白浜が抜けたら共通の課題というのはなかなか、2町ですさみと、しかも土地も離れていますしね。共通の課題を見に行くというときに、どんなテーマで今度やっていくのかなと思ったりするわけなんですよ。今後、どうされていくんでしょうか。

○副議長（家根谷美智子）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

西牟婁郡町村会において検討されることとなりますが、2町における共通の課題はあると認識しております。

以上でございます。

○副議長（家根谷美智子）

松井君。

○4番（松井孝恵）

共通の課題、それは2つの町が寄れば共通の課題は必ずありますよ。でも、白浜町を抜かしてやるわけですよ、郡の町村会として。

お聞きします。町村会というのは職員さんがおられますよね。この方の令和6年度の経費は幾らかかったんですか。

○副議長（家根谷美智子）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えいたします。

事務局職員2名分の人件費といたしましては、746万5,371円でございます。

○副議長（家根谷美智子）

松井君。

○4番（松井孝恵）

746万円で、これは当然、先ほど3町が出している支出金の一部も充てられるわけですね。そうですね。先ほど言うた数字を計算すると1,000万ちょっと超えていますので、大体が人件費ですと、こういうことかと思えます。

そこで、令和7年度、白浜町が脱退して支出した金額が返還されたとお聞きしたんです。これ、町長にお聞きしたいですけれども、町長は会長をされていたんで、白浜町はなぜ脱退されたんですか。

○副議長（家根谷美智子）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

4月に白浜町から西牟婁郡町村会に対して脱退の申出がありました。

脱退の理由につきましては、白浜町が決断されたことですので、個別の事情については、私から詳細をお話しすることは差し控えさせていただきます。

以上です。

○副議長（家根谷美智子）

松井君。

○4番（松井孝恵）

個別の事情なんで、お話ししていただく必要はないんですけれども、町長としてはご存じなんですか。個別のことはお話しはせんけれども、理由はやっぱりご存じなんですね、会長をされていたから。

○副議長（家根谷美智子）

奥田君。

○町長（奥田 誠）

私は、直接白浜町長から聞いたことはございません。

○副議長（家根谷美智子）

松井君。

○4番（松井孝恵）

こういった事態になりますと、令和7年度は進行中なんですよ。今お聞きした町村会職員さんの人件費が発生しますよ、年度の途中でそのお金が、白浜町は大きいですよ

ね、半分近く払っているんで。これ、人件費というのは、今年度は賄えるんですか、どうですか。

○副議長（家根谷美智子）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

上富田町とすさみ町で不足する負担金となりますので、9月議会で補正予算を計上する予定としてございます。

○副議長（家根谷美智子）

松井君。

○4番（松井孝恵）

今、町長、9月議会で補正を組むとおっしゃられましたけれども、これ、本来は県に町村会があるんですよね。こんな事態になったら、やっぱり県の町村会にお話しすべきじゃないんですか。それを、抜けたからこれを賄うんだ、当然そのうち2つの1つがもう一個抜けたらもう必然的になくなると思うんですけれども、これ、補正予算を組むそれ相当の理由は必要やと思いますよ。これ今後、議会に上程されるんだと思いますけれども、単純に補正予算を組むんだ、人件費470万足りない分、これで賄うんだというたら大変大きな話になりますよ。まだ時間はありますけれども、これを申し上げておきます。

私、もう3つの町しかない中で、西牟婁郡だというて言えるか言えないか、私、言えないと思うんですよ。3つのうち、3分の1ないんですからね。そうすると新しい組織をつくるんか、西牟婁郡と言えませんからね。

そもそも町長は、白浜町の町長さんってたった1年前に町長になったばかりなんで、行政経験って全然ない方なんです。町長はもう7年、8年、政治経験も20年、その中で白浜町を説得されんかったんですか。何か話合いを持たれましたか、なぜなということ。

○副議長（家根谷美智子）

奥田君。

○町長（奥田 誠）

説得ということですか。実際、私自身は白浜町のほうに行って話したことはございませんし、説得するとか、白浜町から脱退の申出があったというだけであって、私は何も白浜町に対して説得には行っておりません。

○副議長（家根谷美智子）

松井君。

○4番（松井孝恵）

行政の長というのは大変な権限と住民を守るべき立場ですので、私たち議員のように、今日昼から時間が空いたからちょっとあっち、白浜へ行ってこようとか、ちょっとみなべへ行って寄ったろうとか、ちょっとみなべの町長室に入っていこうとか、こんなことはなかなかできやんわけで、大変重たい立場ですからそれは分かります。ただ、この郡の議長会の在り方の重要性、今特にこの紀南で、それで今お聞きしたら、話もされていないわけでしょう。それは白浜の勝手な都合やと思うんですよ。だけど、話もしていない、聞いていないというのは、町長がそう言うんやからそれはそうなんでしょうけれども、でも私は不思議な感じがしますよ。だって、それまでは3町は兄弟やとやうていたわけやないですか、町長。だけど、相手が替わったら急に変わるんだと、これはもう不思議な感じがします。

今、非常に残念なことだったですけれども、県知事が交代されました。亡くなられた岸本周平さん、物すごい紀南地方の魅力を、潜在的なパワーを理解されておられた方でした。いち早く白浜空港の滑走路延長にも理解を示されましたし、一つ一つの町ではなく、大きな紀南の固まりとして認識をされていました。紀南に県庁を持ってくるぐらいの発想がなくては駄目だと私もいろいろお話を聞かせてもらいました。

現実には、今、例えば観光、例えば防災、例えばごみの処理など、広域で行っています。2点お聞きします。

白浜が町村会を脱退しました。脱退しましたが、上富田と白浜の関係は、このまま続けることは可能ですか。

もう一つは、トップ同士が話し合わなければならない課題って必ずあると思うんです。あります。出てきます。そんなときにどうされるんですか、お聞きします。

○副議長（家根谷美智子）

奥田君。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

今、松井議員が言われますように、西牟婁郡町村会からは脱退されておりますけれども、白浜町と上富田町、すさみ町、田辺市、みなべ町、こういう形の中で一部事務組合などがございますので、行政的な連携は今後ともやっていかなければならないと思っております。

特に、今後発生してくる白浜にある白鳥苑での富田川衛生施設組合の問題も、今後、処理量の問題とか、その後の稼働が延長された後の問題点もございますので、そういう

ところは首長同士の、これは田辺市、白浜町、上富田町の問題になるんですが、そういうところでも話は進めていかなければならないと思っております。

以上です。

○副議長（家根谷美智子）

松井君。

○4番（松井孝恵）

行政組織の関係性は続けていかなきゃならんし、そのときは組織として話し合うということですね。

繰り返しになりますけれども、もう西牟婁郡町村会とは言えないと思うんですよ、それは。行政の自治体としての付き合いはできるけれども、郡の町村会とは言えない。相手の都合だからいろいろそれはあるんだろうと思いますけれども、私も知りませんが、やっぱりこのままの状態が和歌山県の中で、この西牟婁郡だけがそんな状態だよというのはおかしな話です。やっぱり行政の中では町長のほうが格上なんですから、格が。やっぱり白浜に戻ってくれやんかと、これ説得すべきじゃないですか、どうですか。

○副議長（家根谷美智子）

奥田君。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

白浜町が脱退されたことは、本当に残念なことであります。その部分につきましては、先ほども申しましたが、白浜町が下した決断ですので、上富田町としましては、また、この部分についても、西牟婁郡町村会は今2町しかありませんけれども、その部分についてはそういう意見を受け止めておる状況でございます。

○副議長（家根谷美智子）

松井君。

○4番（松井孝恵）

この6月定例会冒頭に、私、表彰を受けまして、皆さんご存じないかも分かんけれども、玉置和郎先生のお名前に触れさせていただきました。今回、議会上程されました承認第3号、専決第6号、半島振興法に関する条例の一部改正、今から40年前に、自由民主党の中にあつて、派閥の枠を乗り越えて、各政党の垣根を乗り越えて、政治生命だけでなく命をかけて、命を実際に削って魂をかけた法律が、それは玉置先生が成立させた半島振興法です。

一隅を照らすという言葉があります。この法律によって、全国で東京から一番遠い和

歌山、一番遠い紀南、そこに初めて太陽の光が降り注いだ、私はいまだにそれをずっと思っています。いまだにその法律は続いている。しかしながら、それから40年、この和歌山・紀南においては、少子高齢化の加速、大地震の予兆、こういう避けて通れない課題が目の前にございます。これは、単に西牟婁3町の課題ではないと思います。今こそ和歌山・紀南に住む我々政治家、議員も首長も一致団結して力を合わせるべきときだと思います。

再度で申し訳ございませんが、もう一度お聞きします。奥田町長、白浜を説得すべきではありませんか。

○副議長（家根谷美智子）

奥田君。

○町長（奥田 誠）

白浜が下した判断でありますので、私から説得に行くわけにはいかないと思っております。

○副議長（家根谷美智子）

松井君。

○4番（松井孝恵）

これ以上質問しても同じだと思いますので、これで、この質問は終わります。

○副議長（家根谷美智子）

それでは、次の質問を許可いたします。

○4番（松井孝恵）

次に、鳥獣害捕獲動物の処分方法についてお聞きいたします。

令和3年9月に、狩猟についてこの場で質問いたしました。その後、駆除の補助金など、周辺市町と同様に新設いただきまして、狩猟者に大変感謝されています。その節はありがとうございました。

さて、去る5月25日、上富田町岩田地内におきまして、公益社団法人日本犬保存会主催の全国猟能大会が開催されました。会長は河村建夫さん、この方、麻生内閣の官房長官、文部科学大臣などの要職を務めておられた方で、開会式において、私から祝辞を申し上げました。日本の国で北海道から九州までいる日本犬、すなわち日本犬とは柴犬、紀州犬、四国犬、甲斐犬、北海道犬、秋田犬、これは国の特別天然記念物に指定されています。道中の整備におきまして格段のご配慮、どうもありがとうございました。

さて、日本犬は石器時代から人に飼育されてきました。前にも申し上げましたけれども、狩猟は単に趣味の世界の話ではありません。この生きた文化遺産を守ってくださるとともに、狩猟文化を守っているのが上富田町においては日本犬保存会和歌山支部の

方々や西牟婁猟友会の方々であります。この方々は、当然捕獲した動物は自然の恵みとして頂くわけなんですけれども、それ以外のいわゆる獣害に対しての駆除の場合において、捕獲した後の利用や処分方法に少しご苦労があるようです。

令和3年9月にお聞きした際は、令和2年度実績として、有害捕獲はイノシシ359頭でした。さきの委員会において、令和6年度実績は、イノシシが339頭、ニホンジカ292頭、猿18頭、アライグマ107頭、イノシシは豚熱で一時減少したものの、回復の傾向にあるとお聞きしています。

また、最近の猟の傾向は、鉄砲ではなくて、圧倒的にわなで捕まえるということが多く聞いています。このわな猟のよいところは、仕掛けて置いておけるところ、何日か置いておけるところですね。この駆除を頼まれた人は本業があるわけなんです。本業がやっぱり優先されるんで、悪いところというたら、何日かたって見回りに行ったら、もう肉が腐ったあるよと、もう使い物にならるので非常に困るんだということもお聞きしています。

そこでお聞きします。捕獲された動物は、誰がどこへどのように処分されていますか、また、処分を他の町へ依頼されていますか、あれば搬送方法、経費はどうなっていますでしょうか、お答えください。

○副議長（家根谷美智子）

振興課副課長、山根君。

○振興課副課長（山根康生）

お答えします。

捕獲した個体については、基本的に捕獲者が自己所有地で処理をしております。方法としましては、食肉として処理を行う、または、食肉としない個体については埋設により処分をしております。

また、ほかの町への依頼については、イノシシや鹿などの動物が道路上で死亡していた場合については、すさみ町の焼却処理施設で処分しています。搬送方法については、軽ダンプトラックの公用車にて職員が運搬をしております。経費については、すさみ町との協定書に基づき、1体当たり5,000円をすさみ町に支払っているということでございます。

以上でございます。

○副議長（家根谷美智子）

松井君。

○4番（松井孝恵）

そうですか。道でひかれたやつは、すさみへ1匹5,000円で持っていつている。

こういうことですね。

それは、すみません、冷凍か何かしているんですか。それとも、もうそのまま回収したときに、その都度運んでいるということですか。

○副議長（家根谷美智子）

山根君。

○振興課副課長（山根康生）

お答えします。

おっしゃるとおり、死亡した個体をそのまま車へ積んですさみ町へ運んでおります。

以上です。

○副議長（家根谷美智子）

松井君。

○4番（松井孝恵）

お隣の町ですけれども、以前に大量に不法投棄をしたという話がありまして、メディアで大変問題になっておりました。

これ、事後処理で肉にするか、埋設するかということなのですが、間違いなく適正に処分されていることを確認したことはございますか。

○副議長（家根谷美智子）

山根君。

○振興課副課長（山根康生）

お答えします。

確認については、現地で捕獲した個体を処分し、捕獲のたびに役場から現地へ向かい、確認を行うことは物理的に難しいため、捕獲した動物に捕獲日をスプレーでマーキングした写真提出による報告で確認を行ってございます。

以上でございます。

○副議長（家根谷美智子）

松井君。

○4番（松井孝恵）

といいますと、個体数も大変多いので、処分した、捕まえたというのは確実に分かるわけですね、スプレーを書いて移動できませんから。だけど、どこへ投棄したか、どこへ埋めたかというのは、これは分かりませんよということですね。

私が少し問題に思っているのは、不法投棄が法律違反しているから駄目だ、あかんですよ。でも、そういうことを確認せよと言うているわけじゃないんですよ。これ、当然役場には情報というのは入っていると思うんですけれども、日本の国の中には大型動物

はほかにもいますよね、イノシシもおれば熊もおる。こういうふうには投棄された肉を熊等の大きな動物、熊です。食べていないかということなんですよ。

さっきもテレビを見ていたら言うていました、まちの中で熊が出てくると、ツキノワグマが。これ、当然情報が届いていたらいいんですけども、私が聞いている情報ですよ。これはもう実際見たという人が、例えばイノシシのわなをかけました、何日も見に行っていない、行ったらその鹿をその場所からずっと人ではあり得ないような力で引っ張ってきて、内臓を真っ二つに割いて食っていたという事例があるわけなんです、上富田町地内で。あるいは、蜜蜂の巣をかけた、やっぱり習性で執着率が高いんで、その蜜蜂の巣ばかり襲うわけなんです。それで、それが人間だったら蜂蜜を取ったらええわけですけども、見たら割っていると。そして、きちんと足跡もあった、こういう情報もあるわけなんです。

あるいは、どことは言いませんけれども、私の近くで犬を散歩させていたら熊がおつたと。それは役場には言うていない。だけど、熊かイノシシやろと言ったら、イノシシか熊か見たら分かるでしょうということなんです。こういう情報が入ってきますと、不法投棄以前にそういう肉がきちんと処理されていなければ、肉食動物がその肉を食べる、あるわけなんです。そして、その味を覚える。そうすると、いざというときにそういう問題が起こりやせんか。上富田も、町長、熊が出ました、熊みたいな動物がと言うんですけども、私はそのことが物すごく懸念に思うんです。

ですから、それはもう見て回ることはできませんけれども、本当にいろんな情報を、アンテナを高くして、本当に不法投棄はないか。市ノ瀬の地区でも谷あるんですよ、結構清水の奥のほうとか堰堤のところとか。ぜひ機会があったら、別に職員さんが見に行かなくても、いろんな情報を集めたらいいんですから、機会を見つけてそういうことも見てほしいと思うんです。大変な問題ですよ、これ。なけりゃいいですけども、そんな熊が出てこなんだから。

次の質問にいきます。

捕獲した新鮮なものはジャーキーにするなど、狩猟者の収入にもなりますし、捕獲意欲向上にもつながり、狩猟文化の維持にもつながるであろうと思います。農作物被害をなくすためにも、狩猟文化の継承が必要です。経費削減のためにも、町内に加工施設、処分場、処理施設があるほうが有利と考えます。

捕獲した動物の利用や処分方法について、県や国の動向はどうなっていますでしょうか。

○副議長（家根谷美智子）

山根君。

○振興課副課長（山根康生）

お答えをいたします。

国については、林野庁所管の国立研究開発法人森林総合研究所の有害鳥獣の捕獲後の適正処理に関するガイドブック、県においては第13次和歌山県鳥獣保護管理事業計画において処理方法が示されております。

また、県の計画に基づいて、上富田町鳥獣被害防止計画を策定しております。

以上です。

○副議長（家根谷美智子）

松井君。

○4番（松井孝恵）

皆さんご存じかも分かりませんが、この上富田町の中には、全国的にも珍しい狩猟文化を守るとりでとなる施設があるわけなんですね。なかなか目につきませんが、あるんです。これ、全国で珍しいです。この場所まで岩田の橋詰めから約3キロ、山中にあるんですけれども、この間、その方が5月の末の夜、めったに夜は行かんねんけれども、橋からその施設の3キロの間にイノシシが22匹おったそうです。22匹ですよ。今、こんな状態なんですよ。基幹産業である農業、これ深刻な事態が予想されるんです、鹿と合わせたら。現状のままやったら狩猟者は減少するし、後継者育成も困難やし、施設維持等が困難な状態で、これを趣味として細々と好きやから続けていくよということではできても、獣害の捕獲に出動してくれということがもうままならん状態になることが、私、予想されると思うんです。耕作放棄地も出てきますからね。

今までみたいに、捕獲から処分を捕獲者に任せるのではなくて、利用や処分施設を充実させることは有意義であると思います。今後とも、引き続き県や国の動向を注視していただきまして、狩猟者に対する格段のご高配をお願いして、私の質問を終えたいと思います。

以上です。

○副議長（家根谷美智子）

これで、4番、松井孝恵君の質問を終わります。

ここで、議長と交代します。

10分の暫時休憩をいたします。10時20分まで休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時18分

○議長（松井孝恵）

再開します。

引き続き一般質問を続けます。

1番、井溪港斗君。

井溪君の質問は一問一答方式です。

教育格差の是正と地域の子どもたちの未来についての質問を許可いたします。

○1番（井溪港斗）

議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

今回は、教育格差の是正と地域の子どもたちの未来について質問させていただきます。

小項目1、教育格差の現状と課題認識について。

教育格差とは、その人の生まれ育った家庭環境や地域の経済状況など、本人の努力ではどうすることもできない要因によって、受けられる教育の質や量に違いが生まれてしまうことです。

社会教育学者の中には、これを緩やかな身分制度と形容される方もおり、教育によって人生を切り開いていくはずの子供たちが、逆に生まれながらにして将来の選択肢が制限されてしまうような実態が全国的にも深刻な課題とされています。

国の調査においても、都市部と比べて地方の子供たちは学力や進学面で不利な立場にあるというデータが示されています。実際、2024年度の全国学力・学習状況調査では、和歌山県の小中学校における国語、算数の平均正答率は全国平均を下回っており、特に記述式問題やデータを活用する思考力を問う問題において課題が顕著であると報告されています。

上富田町においても、学習塾や予備校といった学習支援インフラが都市部と比べて少ない状況にあり、進学に関する情報や支援体制も限定的です。このような環境の違いが学力の格差や将来の選択肢の格差につながっているのではないかと危惧しています。

そこで、まずお尋ねします。

町として、現在の小中学生の学力水準について、全国平均と比較した実態や課題をどのように認識されているのか、また、こうした教育格差が子供たちの将来、特に進学や就職、ひいては都市部への人口流出、一極集中の加速にどのような影響を及ぼすとお考えか、ご見解をお伺いします。

○議長（松井孝恵）

教育長、宮内一裕君。

○教育長（宮内一裕）

お答えいたします。

本町児童生徒の学力状況について、昨年度の全国学力・学習状況調査においては、小学校6年生では国語、算数とも全国平均を少し上回る程度で、中学校3年生では国語、数学ともに全国平均を僅かに下回るレベルです。ほぼ全国平均レベルの学力状況と言えます。

なお、結果を分析する中で、学力上の課題が見られる学級集団では、上位の層と下位の層が二極化する傾向がありました。学力の格差が出てきているのではないかと考えられます。

学力の格差をそのままにしておきますと、学級経営が不安定になり、場合によっては学校経営に大きく影響してきます。また、進学や就職など、子供たちの将来についても影響を及ぼしかねません。

学力向上には、学校での指導や学びの工夫が重要な役割を果たしています。各学校が検証して、それぞれの課題に基づいて対応していくことが大切ですので、引き続き取組を進めてまいります。

なお、今後、人口流出に伴う少子化がさらに進んだ場合においては、地域における学校の存在そのものを脅かすことも想定されます。大変危惧するところでございます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

井溪君。

○1番（井溪港斗）

学力の状況については全国平均とほぼ同等ということですが、学級内での学力の二極化、つまり、子供たちの間での学習の理解度に大きな差が生まれているという現状には、やはり深刻な課題を感じます。また、教育格差が子供たちの将来に与える影響、さらには地域の将来像にも関わってくるというご指摘には強く共感するところです。

しかしながら、こうした教育格差の背景には、学習環境の地域差、そして家庭の経済状況など、学校外の要因も大きく関係していると考えます。特にICTの活用や家庭学習の支援といった学校外での学びをどう充実させていくかは、今後ますます重要になってくるのではないかと思います。

そこで次に、小項目2、ICT教育と家庭学習支援についてお伺いします。

ICT教育の活用とその現状について、国のGIGAスクール構想の下、上富田町でも小中学生に1人1台のタブレット端末が配付され、ICT教育環境の整備が着実に進められてきました。これは、学びの質を高める上で非常に意義のある取組であると思います。学習の個別最適化、多様な教材へのアクセス、時間や場所に縛られない学習の可

能性を広げる大きなチャンスです。

しかし、現場の声に耳を傾けると、幾つかの課題が浮かび上がってきます。例えば、タブレットのハードケースがない、端末が重くランドセルに入れると負担になるといった理由から、家庭への持ち帰りが制限されており、結果としてICT機器が本来の効果を十分に発揮できていないという実態があります。

ICT機器というのは、触れて、使って、試行錯誤して、初めてその力を発揮すると考えます。特に、家庭での反復学習や探求的な学びにこそICTの活用が大きな可能性を持つと考えています。低学年は学校で保管し、高学年からは家庭でも積極的に使えるようにするなど、柔軟な運用が必要ではないでしょうか。

さらに、もう一つの課題は、家庭の通信環境です。Wi-Fiが整備されていない家庭では、オンライン教材や配信授業の恩恵を十分に受けることができません。しかしながら、Wi-Fi環境のある場所で事前に教材をダウンロードしておけば、オフライン環境でも学習できるアプリやソフトウェアは数多く存在します。

そこでお伺いします。町として、Wi-Fi環境のない家庭がどの程度あるかを把握されていますか。また、オンライン教育や学習アプリなどを活用し、家庭の通信環境に左右されない形でのICT学習を今後どのように進めていかれるのかお聞かせください。

○議長（松井孝恵）

教育委員会副局長、吉田忠弘君。

○教育委員会事務局副局長（吉田忠弘）

お答えいたします。

Wi-Fi環境のない家庭がどの程度あるのか、現時点での把握はしてございません。参考ですが、町で第1期GIGAスクール構想が始まった2020年に学校から回答のあった数値では、全体で約83%となっております。小学校は約80%、中学校で91%です。

町では、Wi-Fi環境のない家庭への対応として、ポケットWi-Fiの貸出しも準備していましたが、子供たちが情報端末を家に持ち帰り、家庭学習に生かす取組はできておりません。

学年単位や個別にタブレットの持ち帰りを行った学校の報告では、Wi-Fi環境の問題は出ていない、また、スマートフォンがあればテザリングなどでもカバーできますので、ほぼ大丈夫ではと検証いただいた小学校もございました。

これまで、フィルタリングやセキュリティー、充電保管庫から充電器を取り外し、持ち帰りが必要な点、また、ハードケースがなく、キーボードと画面の取り外しができる構造を保護できない、このヒンジの部分が故障の原因の大半を占めてございます。

今年度購入するタブレットは、共同調達の参加団体でも意見の出た堅牢性を重視してございます。また、今のタブレットより軽いものとなっています。OSも変わりますので、ICT学習を進める際には、環境に依存しないオフラインも活用できるICT教材等を取り入れることで、学びを持続可能なものとし、持ち帰りのルールを含めて進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

井溪君。

○1番（井溪港斗）

第2期GIGAスクール構想に併せたタブレットの刷新と、それに伴う持ち帰りのルールの見直し、そして、オフラインでも活用できるICT教材の導入など、今後の前向きな取組を期待しております。

ICT教育の推進は、単にデジタル機器を使うことだけでなく、子供たち一人一人の学習スタイルに合わせた柔軟な学びを実現し、理解度の向上や学力の定着にもつながるものです。また、採点機能付きの学習アプリの活用により、先生方の負担軽減、いわゆる働き方改革の一助にもなります。

オンライン教材を活用した学習、復習によって、授業そのものの質の向上にもつながっていくと考えております。ぜひ、環境面での整備にとどまらず、教育現場でのICT活用が効果的に機能するよう、町としても積極的な推進をお願いしたいと思います。

さて、ここまで学力格差やICT教育について伺ってまいりましたが、これらの背景には、やはり家庭の経済状況が大きく影響している面が否定できません。

次に、小項目3の経済格差と学習機会の不平等について、支援策の在り方などを踏まえ、お伺いしたいと思います。

家庭の経済状況による学習機会の格差についてお尋ねします。

住民税非課税世帯などの低所得世帯では、塾や習い事、模試の費用などが家計にとって大きな負担となり、子供たちが必要な学びの機会を諦めざるを得ない状況が生まれています。

一方で、大阪市では、2014年度から2023年度まで塾代助成事業が実施されており、非課税世帯や生活保護世帯を対象に、塾代や習い事の費用を補助していました。補助を受けた学生の進学意欲が10%以上向上したという事例も報告されており、学力を向上するだけでなく、子供たちの自己肯定感や学ぶ意欲にもいい影響があったとされています。こうした経緯から、2024年度からは所得制限を撤廃し、全世帯に補助が拡大されたそうです。

また、教育格差の解消は、単なる学力の向上だけではなく、地域に対する誇りや愛着、将来への展望を持たせることにもつながります。例えば、公民館などの地域施設を活用した無料の学習スペースの設置、地元文化を題材にした体験型学習など、地域ぐるみで子供を支える教育環境の整備が求められていると考えます。

そこでお伺いします。低所得世帯への塾や習い事の費用補助や、公民館などの施設を活用した学習支援を含め、町として今後どのように取り組んでいくのかお聞かせください。

○議長（松井孝恵）

吉田君。

○教育委員会事務局副局長（吉田忠弘）

お答えします。

議員ご紹介の大阪市の塾代助成事業は、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子供たちの学習機会を広げるための制度です。市内在住の小学5年生から中学3年生を対象に、学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室などの学校外教育に係る費用、月額1万円を上限に助成しているものです。

また、お話にもございましたが、2024年度から所得制限に関係なく全ての家庭が利用可能となっており、家庭への支援ではなく、認定した事業者への支援となっている点などを確認することができました。

当町の小学5年生から中学3年生まで月額1万円を上限で試算したところ、約8,400万円の費用が必要となってきます。同様の取組は難しいのではと考えますが、低所得世帯への支援ではなく、対象者を全ての家庭に広げているのは、非課税世帯を対象とした場合、申請手続が複雑になり、対象となる世帯でも制度を知らなかったり、申請をためらったりするケースも考えられます。住民税が確定してからの申請では、その必要な支援は早くても7月以降になるなどの課題があり、家庭の経済状況ではなく、子供たちの能力や適性に応じて教育機会がひとしく提供されるべきであるのではと考察しています。

また、公民館等で実施している学習支援は、指導者の人材確保といった点で全ての地域で展開できていませんが、今後の学習支援につなげられるように研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

井溪君。

○1番（井溪港斗）

私も、大阪市のように、全ての世帯を対象とした塾代助成事業を本町で同様に実施するのは財政的に難しいと考えております。そのため、例えば住民税非課税世帯に限らず、世帯年収を350万円以下や400万円以下など、ある一定の現実的な基準を設けることで、限られた予算の中でも本当に支援が必要な家庭に対して的確に届く仕組みが可能になるのではないかと考えます。

また、助成額についても、あくまで補助的な役割を果たすことを目的とすれば、月額1万円にこだわらず、例えば5,000円など、町の財政規模に応じた実現可能な額で設定することも、制度設計上の工夫として有効ではないでしょうか。

さらに、制度の運用面においても、ご答弁にあったように、住民税の確定を待つことで支援開始が7月以降にずれ込むという課題がありますが、例えば前年分の所得証明書や簡易な自己申告による仮受付などを活用すれば、支援を必要とする子供たちにより早く届けることが可能になると考えます。

加えて、公民館での地域施設を活用した学習支援の取組についても人材の確保が課題とのことですが、こちらも例えば地域の元教員や退職された方、あるいは学生のボランティアを募るなど、多様な人材との連携によって、地域ごとに段階的に進めていくことは十分に可能ではないかと思えます。

そこで、以下の点について再度質問します。

世帯年収350万や400万円以下などや、補助額の見直しなど、財政的な負担を抑えつつ、支援を本当に必要にする家庭に届くような制度設計を検討いただける可能性はあるでしょうか。

また、支援時期の前倒しについて、前年の所得情報や簡易な仮受付制度など、制度の運用を柔軟にすることで、支援のタイミングを早める工夫は可能かと思えますが、いかがでしょうか。

さらに、公民館等を活用した学習支援について、地域の元教員や退職者、学生ボランティアなどを募り、地域と連携し人材を確保しながら、段階的に展開していく方針を検討いただけないでしょうか。

○議長（松井孝恵）

吉田君。

○教育委員会事務局副局長（吉田忠弘）

お答えいたします。

繰り返しになりますが、教育は子供たちの能力や適性に応じて、その機会がひとしく提供されるべきであると考えております。

また、ご提案いただいた内容を踏まえて、公民館については地域資源、新たな人材の

確保を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

井溪君。

○1番（井溪港斗）

学校教育が全ての子供たちに平等に提供されるべきであるという考えには、私も基本的に賛同するところです。しかしながら、現実として、家庭の経済状況が学習環境や進路選択の幅に影響を及ぼしているのもまた事実です。だからこそ、全ての子供たちが同じスタートラインに立てるようにするための支援が今まさに求められているように思います。

制度設計や人材確保については課題も多いかと思えます。だからこそ、地域の知恵や工夫を生かしながら、段階的にでも取組を進めていただけることを期待しております。今後の前向きなご検討をどうぞよろしくお願いいたします。

ここまで、学びの環境づくりについて伺ってまいりましたが、次に目を向けたのは、学んだ先にどのような未来を描けるかという点です。子供たちが将来地元を誇りを持ち、地域に貢献したいと思えるような教育と、地域産業との連携による進路の創出こそが、若者の地元回帰や地域の持続的な発展につながるのではないかと考えます。

そこで、次に、小項目4の若者の地元回帰を促す教育と産業政策の連携について伺います。

上富田町の将来を見据えた若者回帰を促す教育とまちづくりのビジョンについて伺います。

教育格差を解消することは、単に学力や進学率を上げることが目的ではありません。子供たちがこのまちで育ってよかった、将来もここで暮らしたいと思えるような環境をつくることこそがまちの未来を形づくる根幹だと思います。

例えば、新潟県佐渡市では、市と地元企業が協力し、高校生向けに短期のインターシップを提供し、地元で働く魅力を伝えることで、高校生の就職率が上昇したような事例もあります。こうしたように、教育と産業の連携を意識したまちづくりが若者の地元回帰を促すためには不可欠です。

上富田町でも、地元の企業や団体と学校が連携し、子供たちが将来の地域社会の担い手として自覚を育めるような教育プログラム、例えば地元企業訪問であったり、職業体験であったり、地域課題をテーマにした研究学習など、地域に根差した学校教育を取り入れることが求められています。

また、上富田町には豊かな自然や文化、熊野古道をはじめとする歴史資源があります。

こうした地元の魅力に子供たちが触れる時間を教育の中でしっかり確保し、自分のまちを誇りに思う心を育むことも重要だと考えます。

一般的には、都会に出た子が帰ってきてでも働く場所がないと思われがちですが、僕の周りにも一定数そういう友達があります。しかし、実際には企業側も人材を求めているという声も多く、その事実を知らないだけというケースがあります。ここに情報のミスマッチが起きているのではないかと思います。

そこでお伺いします。子供たちが地元企業と接点を持てるような学習カリキュラムや、地域文化・歴史を体験的に学ぶプログラムを学校教育に取り入れる考えはあるか、現状と今後についてお聞かせください。そして、若者の進学率定着率をどの程度向上させたいと考えているのか、目標と今後のビジョンをお聞かせください。

○議長（松井孝恵）

教育長。

○教育長（宮内一裕）

お答えいたします。

教育格差を引き起こす要因としまして、議員もご指摘のように、経済的な背景や文化的な背景などの家庭環境や、教育の機会などの地域環境が大きく影響していると言われております。また、社会状況の急激な変化や教育施策が影響することも知られております。

教育委員会としましては、格差の減少に向けて、学校の取組は大変重要であると考えております。あわせて、議員さんおっしゃられるように、将来の地域の担い手として、自分のまちを誇りに思う心を育むような教育が必要であると思っております。地域の伝統や文化、産業に親しむ取組を学校と連携を図りながら取り組んでまいります。

学校だけでできることには限りがございます。地域の人材や資源の活用を図りながら、地域と連携した取組を進めてまいります。また、基本的な生活習慣や学ぶ習慣がついていることは将来にわたって大切なことですが、家庭の協力も必要ですので、引き続き家庭との連携を進めてまいります。

なお、高校への進学率などの目標は設定しておりませんが、上富田町まち・ひと・しごと総合戦略では、全国学力・学習状況調査において学習到達度平均以上を目標にしております。さらに、進学を希望する場合には、希望がかなえられるように、進路指導等で支援してまいります。

繰り返しになりますが、教育格差を引き起こす学力格差は深刻な問題ですので、格差の減少に向けて取組を進めることは私どもの責務であると思っております。ご理解のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（松井孝恵）

井溪君。

○1番（井溪港斗）

以上、教育格差の是正と地域の子供たちの未来に関する具体的な課題と、それに対する施策の在り方について伺ってまいりました。

教育とは、まちの将来を形づくる最も重要な土台であり、どの子供にも生まれ育ったまちに希望を持てる社会を実現するための鍵であると私は強く信じています。教育格差の解消、ICTの活用、経済的困難を抱える家庭への支援、そして地域に根差したキャリア教育、これらは一つ一つが単独で機能するものではなく、地域ぐるみで子供を支えるという明確なビジョンと方針の下、横断的に取り組まれてこそ効果を発揮するものだと思います。

そこで、最後に町長にお伺いいたします。

町長ご自身は、上富田町の子供たちの未来、そして、まちの将来を支える教育の在り方についてどのような理念を持っておられるのか、今後10年、20年先を見据えたときに、教育に対してどのような覚悟と優先順位を持って取り組まれるのか、町政を担うリーダーとして、この課題に対する考えをお聞かせください。

○議長（松井孝恵）

町長、奥田誠君。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

教育の在り方ということではありますが、私は、生まれ育ったこのまち、富田川の豊かな水、緑の山並み、人情があふれ、自然、歴史、文化の香りが漂う上富田町が大好きです。子供たちが大人になり、次の世代へと、また次の世代へと、10年、20年と受け継いでいてもらいたいと思っています。

そのためには、子供たちにこのまちで育ったことがよかったと思えてもらうように、地域社会全体が子供たちを支え、守っていけるような教育環境づくりを目指します。基礎学力の向上、豊かな心の育成、そして地域に根差した教育、グローバルな感性など、それぞれ大切ではありますが、やはり私は地域に根差した教育が根幹であると考えています。

私自身、マニフェストに「未来を託す子どもたちが輝くまちづくり」を掲げていますし、第5次総合計画基本理念に基づいて取り組んでまいりました。引き続き取り組んでまいる所存でございます。

また、県下で初めての子どもの権利に関する条例を制定してございます。上富田町子どもの権利に関する条例では、「町、保護者、地域住民、学校等及び企業等は、互いに

連携し、子どもの人権が尊重され、安全で安心して育つことができる環境づくりの大切さについて、教育・啓発活動の充実に努めなければならない。」とし、私が一番大切にしたい、人が人に優しくできる地域に根差した教育が大切であることを示させていただいております。

厳しい財政状況ですが、これからも笑顔あふれる子供たちのために歩みを進めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（松井孝恵）

井溪君。

○1番（井溪港斗）

地域に根差した教育への強い思いと、子供たちの未来に向けた覚悟ある答弁をいただき、心強く感じております。

町長がおっしゃったように、町、家庭、学校、地域、そして企業が連携し、子供たちを社会全体で育てていくという姿勢こそがこれからの上富田町に求められる教育の在り方であると私も思います。今後もその実現に向けて、私自身も引き続き提案議論を重ねていきたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終了いたします。

○議長（松井孝恵）

これで、1番、井溪港斗君の質問を終わります。

10分間休憩いたします。ちょうど11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時57分

○議長（松井孝恵）

再開します。

引き続き一般質問を続けます。

6番、正垣耕平君。

正垣君の質問は一問一答方式です。

まず、地域コミュニティ維持における行政の役割についての質問を許可いたします。

○6番（正垣耕平）

それでは、一般質問に入っていきたいと思っております。

まず、今回一般質問、2日になったというのは、恐らく初めてのことやと思います。松井議長におかれましては、区切って質問をしてほしいという要望にご配慮いただきましてありがとうございます。

最後ですのではと思いますが、もうお昼1時間前なので、駆け足で行こうと思うんですが大事なことで、自分の時間でやらせていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず1つ目に、地域コミュニティ維持における行政の役割についてお伺いをしたいと思います。

近年、地域におけるコミュニティ機能の低下が全国的な課題となっております。特に地域コミュニティの中心的な役割を担ってきた町内会の加入率低下は、本町においても例外ではないと認識しております。地域住民のつながりが希薄化する中で、行政はどのように地域コミュニティの維持、活性化に貢献していくべきか伺ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、今回、参考資料として簡単なグラフを2つついたものを皆さんにお配りしていると思うんですが、お目通しいただきたいと思います。

今回、振興課さんからは町内会の加入世帯数、住民課さんからは世帯数、税務課からは新築の棟数をお伺いしました。情報提供ありがとうございます。このデータを基に少し話をしていきたいんですが、この基になるデータは、上富田町8地区、下鮎川、市ノ瀬、岩田、岡、生馬、朝来、岩崎、最後に南紀の台とパブリックを合わせたこの8つの地域のデータをいただいたものが基になっております。これ令和元年から令和6年までの6年分となっております。

今回この資料を作らせていただいたのは、今まで私も何回もこういう質問をしてきたんですが、委員会でもしてきました。ただ、自分のところの町内会の肌感覚といいますか、あと皆さんからいろんな席でお伺いすることとかを合わせて、とにかく感覚でしゃべっていたなという部分があったので、一度ちょっとデータを調べてみようということを出していただきました。すると、やっぱり思っていたことが本当に数字としてこうなんだなということがしっかりと可視化できたので、共有させていただいたという次第であります。

上富田町の人口増減についての内訳についてはですけれども、社会増減については増の傾向があると。自然増減についてはもうずっと減です。このことも踏まえて、そのグラフと併せて見ていただけたらなというふうに思っております。

今回、私はこの質問をまたするんですけれども、この町内会とか、地域力とか、コミュニティ維持とかいうあたりの質問はもう何回もしてきたので、大体、正垣はこうい

うスタンスやなというのは皆さん分かっていると思います。加入を絶対しろとか、ほかの方法を考えろとかなくて、またちょっと行政との関わり方、柔軟にしてい
く必要があるというスタンスはそのままです、よろしく願いいたします。

では、1つ目に町内会の加入率低下の認識についてお伺いしたいと思います。

地域コミュニティの中心である町内会の加入率低下は、全国的な課題です。町にお
いても例外でなかったことは資料で確認できたと思いますので、まず町としてこの現状
をどのように分析をしているかお伺いします。具体的に非加入世帯増加の認識やその分
析方法についてどのような取組を行っているのか、ご説明いただきたいと思いま
す。また、加入率低下が地域に与える影響についても、併せて認識をお伺いします。

○議長（松井孝恵）

振興課長、芝健治君。

○振興課長（芝 健治）

お答えをいたします。

何点かご質問をいただきました。まず、町内会加入率低下の認識についてどのよう
に分析しているのかといったところでございますが、全国的に町内会への未加入世帯の問
題が生じております。本町においても、年々増加傾向にあります。こうした連帯意識が
希薄化傾向にある時代にあつては、地域コミュニティの核となる町内会の役割はま
ず重要になると考えております。

2点目、町内会加入率が低下しております。今後、町内会、町の関わり合い、そう
いったものについて答弁させていただきます。

このような現況を踏まえ、今後も上富田町町内会の連合会及び各町内会との連携を
図りながら、町内会の加入促進を積極的に推進するとともに、さらに住民自治の確立に努
めていく必要があるかと考えております。

それから、3点目、町内会加入率低下における分析というところでございますが、昨
年8月に、町内会連合会が実施主体としまして、全98単位町内会長様に対する町内会
アンケートを実施しました。このアンケートの趣旨は、町内会に加入されない住民が増
えている中で、運営そのものが厳しい町内会も出ている中で、各単位町内会の現状を把
握するために実施するということを伝えた上で、61町内会から回答をいただきました。

設問内容は、会員数とか年会費、活動内容、これ例えば広報紙の配布以外にも、草刈
りであったり、溝掃除、夏祭り、自主防災活動、遠足などの有無とか、あるいは募金の
徴収方法、例えば日赤とか赤い羽根共同募金、その募金の徴収方法についても町内会か
らの会費から徴収するのか、それとも現金を各家庭で回って集金に行くのか、そうい
ったこと。そういった基本的な事項をはじめ、自由記述として、最近の加入状況や今後の

展望についてもアンケートを調査いたしました。

まず1点目、最近の加入状況として、町内会員の増減について詳しくご記入くださいという設問については、大きく5つございます。まず1点目、高齢になり活動できないため脱退される。そういったところが18団体。2つ目、役員になるのが嫌で加入しない、または退会する。これは11団体。ほぼ全戸加入してくれていますというのが11団体。転入者が加入してくれない。これは5団体。変化がないというのが4団体、こういった状況です。

あともう一つの設問、町内会運営に当たり、今後の展望または課題等についてご意見があればご記入くださいという設問については、高齢化による問題、退会するとか、役員をできないとか、草刈りができない、町内会消滅の危機もあると、そういった声が11団体。2つ目、将来的には消滅または合併する可能性もありという声、それが3団体。あと未加入者との不公平感、防犯灯とかごみステーションの利用、こういったことについてが1団体、あと町内会運営補助金の増額を望みますよというのが1団体。なお、自由記述欄のため、全団体から回答を得られたものではないことと重複回答があるということも申し添えたいと思います。

以上でございます。もし答弁漏れがあったら、またご指摘ください。

○議長（松井孝恵）

正垣君。

○6番（正垣耕平）

答弁漏れ、大丈夫です。

しっかり連合会さんが通して98分の61ということでしたけれども、調査もいろんなサポートしていただいているということで、把握はされているということで認識しました。ちょっと非加入世帯が増えたことについては、またこれからの話でしていきたいなと思うんですが。

ちょっとまたグラフを見ておいてほしいんですけども、世帯数は増えているよと。だけれども、町内会の加入世帯は減っている。当然、率も減っているということで、世帯が増えているというのは大変喜ばしいことやと思いますし、上富田町の今の状況やと思います。新築棟数というのもお伺いしたところ、建物、人が住める建物というのはそれだけ建っているということが分かりました。

この8地区のうち、例えば南紀の台パブリック辺りに集中しているのかなと思ったんですけども、実際そうではなくて、各地区にきちんと新しいおうちが建たれたりされておるなというのがちょっと驚いたところで、ただ満遍なく皆さん加入率は減っていたというところは実情なんです。

この次の質問に入る前なんですけれども、この新築棟数はこれだけあります。新しく転入された方、さっきも言いましたが、社会増の中でたくさんあります。この方が新しい宅地ができて、新しい家とかに住んだときに、例えばどこの町内会か分からないとかというお声も聞きますし、ごみをどうやって出したらいいのか分からないとか、溝掃除とか、町内会そもそも何なのという話、先ほどからの質問からもたくさんありましたけれども、そういった状況はずっとはらんでおります。

ただ、それだけコミュニティ形成の上では苦労があるなというところはもう分かった上で話をするんですが、次に住民ニーズの把握について、町内会の役割をお伺いしたいと思います。

おとといの一般質問の中でもありましたが、町内会要望のうち7割以上、これはもう建設課に偏っていますとか、それで3,500万円の当初の予算を組んでいますとかいう話がありましたが、今のこのグラフを見てもらったら分かるとおおり、これ5年間で6.8%減少しておるんです、率でいうと。でも、もう数年後にはこのままいけば半数を切ってくる状況です。割り込んできます、何もしなければというのは、もうグラフの上で分かると思うんです。こうなったときに、町民の約半数の世帯の方から、町内会要望というきちんとしたルートがありますよね、要望を届ける。その部分では拾い上げられていないという部分は、これはもう否めないと思うんです。ほかにもたくさん窓口は用意されておられますが、正式に皆さんの合意の下で出てくる要望というのが、これだけの方からのものになるというところで、何か地域の協力ですとか、そういったことを求めていくというのは、バランスとしてはもういかなものかなというふうに思っております。

その上で、確かにその町内会要望、これも都度都度、質問してきましたが、必要ではあると思っています。ただ、この住民ニーズの把握における町内会の役割については、これだけ非加入世帯がいる現状において、これ町内会からの要望のみで住民全体の声を的確に把握しているとは言い難い状況であると思います。町としてこの部分に非加入世帯を含む全ての住民の声をいかに受け止めるかという部分で、どのような努力が必要であるとお考えか、具体的な方策についてご説明ください。特に町の公式LINEアカウント内、その中のメニューの活用とかいうのもかねてから質問をしておるんですが、そのあたりも含めてお答えいただきたいと思います。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

お答えいたします。

町内会要望の在り方、特に未加入世帯の要望の吸い上げ、そういった趣旨のご質問をいただきました。

私どもは、一応役場に転入届を出された方を対象に、町内会の加入のお勧めチラシというものを配布させていただいています。その際によく聞かれるのは、町内会の加入のメリットは何ですかということをよく聞かれます。その際、私どもがよく言っているのは、自分の困り事が町内会要望として地域の総意の下、地域の困り事として行政に要望できるメリットがありますよとそういったご案内もありますが、でも絶対加入しなければならない、そういうものではないということを踏まえた上でのご案内です。

基礎自治体である私ども町の行政が担う公共サービス、福祉、教育、生活環境、産業振興、様々な公共サービスを担う立場からしますと、町内会員も非加入世帯も同じ町民でありますので、困り事があれば役場にご一報いただきたいというふうに思っております。そのお困り事の対応によって、公助で解決できる問題であれば、緊急性と重要性から鑑みて、予算の範囲内で事務事業を執行することになるかと思えます。

そして、また公式LINEの活用ということ、この点につきましても、本町においてはLINEの公式アカウント、住民の皆様向けの各種情報の発信として活用しておりますが、今、直近6月上旬現在で約1,300人の方が登録をいただいておりますので、このラインといったものについては、また大切なツールということで、どんどん使っていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

正垣君。

○6番（正垣耕平）

当然、非加入世帯の方々も同じ町民、これはもう当然です。その方の要望をどう受けていくのかということところはちょっと肝になってくるかなと思うんですけども、例えば今、紹介いただいたLINE、1,300人登録ということなんですけれども、徐々に増えてきていて、地震の情報とか、水道の状況とか、例えばぼんと飛ばしたい情報も1,300人の方に届くと。田辺市さんの公式LINEの話になりますが、最近ですかね、陥没の状況とかを写真つきで送って、市民さんから情報いただけるというようなところも用意されました。こういったことも、ひとつ今後考えていっていただきたいなと。ページが充実したのはすごく分かるんですが、こういったことも、例えば非加入世帯さんの皆さんの声を的確につかむという意味では、重要やということはお伝えしておきたいと思えます。

非加入世帯さんの数もそうなんですけど、行政から町内会にお願いしている仕事はたく

さんあると思うんですよ。配布物もそうですし、清掃とか、いろんな維持管理についてもお願いをしている状況やと思うんですけども、次の質問にも入っておるんですが、この持続可能な町内会運営という点でいくと、この加入率低下をどこで止めていかなあかんのかなというところを思うんですが、今までのこのやり取りの中では、情報はつかんでおるけれども、的確な解決策はまだ持ち合わせていないと。行政と町内会ですから、五、六年前ですかね、ちょうど当時の芝さんがこのような質問の中で、僕が町内会の在り方についてみたい質問をしたときに、町内会は町の下部組織ではありませんというようなことははっきりおっしゃっていただいたときに、ちょっと引かかったんですけども、当然そうなんです。自治なので、そっちはそっちで自治会があってなんですけれども、なかなかここを後押ししていくとか、支えていくというのは、もう当然行政の仕事やというふうに思っています。その後も思っております。

そのあたり含めて、持続可能な町内会運営に対する行政の支援として、本町の本格的なこれから高齢化を迎える中で、人口減少もそうです。いよいよと全体を考えて、次のフェーズが来ているなど認識して手を打たないといけないと思っています。これ、数十年後になって、令和の頭にそんなこと言っていたね。せやけど、考えてはいたけれども、いろいろあってもう手遅れでした。町内会のコミュニティーはもう崩壊しています。そんなことにならないように、今しっかりと行政の支援や協力関係の再構築などを始めていかないといけないと考えております。

とはいえ、過剰な行政支援は、かえって地域の主体性やコミュニティーを弱体化させる可能性も分かっております。また、役場のマンパワー、予算にも限界があることは当然承知しております。さらに、本町は地域によって自然環境や地域を構成する年齢層も大きく異なり、伴って町内会の役割には、それこそ大きな地域差があることも踏まえておられることと思います。分かるんですが、この100近くの町内会がある中で、どこから動いていくのかとなれば、さっきも言いましたが、それは役場やと思っています。具体的な負担軽減策と町との連携、さらに、初めに分析した非加入世帯への認識であるとか、相互の情報提供の在り方を含めて、行政はどのように町内会の運営を支援し、持続可能なコミュニティーの維持に貢献していくかを、お考えをお聞きします。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

お答えをいたします。

まず、私ども町行政が町内会に依存しているということについて答弁いたします。

溝掃除、地域の総会、夏祭り、いろいろな活動をしていただいております。あるいは

マラソン大会のイベントの支援とかもお願いをしております。日頃より大変お世話になっております。ただ、先ほどから正垣議員がおっしゃるように、町内会とは住民の自治組織であって、町行政の下請団体ではないということは申し上げるまでもないことでございます。

であります。全国的に、かつ今に始まった話ではないんですけれども、自治体では人口減少あるいは高齢化で自治体に求められる役割が拡大する。そういう一方、厳しい財政状況の中、職員数も減少していると。これは上富田だけの話じゃなくて全国的な話でございますが、そういう中で行政だけに依存した公共サービスには限界があります。仮に今、町内会が担っている委託事務などを全て行政で担うとしたら、それは住民への課税負担に跳ね返ってくる、そういう可能性もあります。やはり慎重に議論を要する事項であるとは思いますが。

とは言いましても、町行政の下請からの脱却ということも大事なかなと思います。様々な町内会さんからも行政機関のそれぞれのいろいろな部署から日々いろいろなお願いの文書を送ってこられて、処理し切れなくて、もう勘弁してほしいとか、そういった声も聞かれるところがあります。

したがいまして、行政の下請からの脱却がキーワードになるかとは考えますが、行政から委託される業務を受けて、それが主となってしまって、本来あるべき活動ができない場合は、行政から委託される業務を取捨選択するなり、行政に意見を伝えることも時には必要ではないのかなというふうに思われます。そもそも町内会は、住民の要望を行政に伝えるパイプ役を果たす組織ではないかと考えられるところもあるわけでございます。

この地域コミュニティーの話ですけれども、地域コミュニティー維持における課題、多岐にわたりますけれども、これらの問題、やはり一朝一夕で解決できることではありませんが、私どもはやはり一つずつ細かく課題を丁寧に抽出しながら、町内会連合会の皆様とのご議論から様々なご指導をいただき、また単位町内会の皆様のご意見を参考にしながら、地域コミュニティーを守る活動を地道に進めてまいりたいというふうに考えております。

そして、未加入世帯に対する分析ですけれども、やはりこれも先ほど教育委員会の局長も言うておりましたけれども、やはり今、価値観やライフスタイルの変化などによって、地域コミュニティー活動に対する住民相互の触れ合い意識というものが希薄化している、そういうふうな状況があるのかなというふうには思いますけれども、ただ有事の際に町内会加入のメリットというものがあるかと思えます。やはり南海トラフ巨大地震とか、毎年日本各地で発生しています豪雨災害、大規模な自然災害のリスクが高まる中

で、町内会とその延長線上にあります自主防災組織の存在意義というものは大きいかなというふうに思っています。阪神淡路大震災のとき約8割の人が家族や地域の人に助けられたという報告がありますが、ふだんからお互い顔の見える関係があるからこそ、災害弱者の避難活動や負傷者の救出などもスムーズに行えることができたということです。

いざというときは、遠くの親戚よりも近くの他人と言われますように、例えばあそのAさんのBさんというおばあちゃんはどこだよと。まだ瓦礫の中にいるのではないかとばかりに救われた命もあったということを、よく震災に係るテレビの特集番組で放映されることがあります。このことがまさに町内会加入最大のメリットであると考えていますし、もちろんその延長線上にある自主防災組織の活動ともセットになるのかなというふうに思っております。

地域コミュニティの衰退、これ全国的な問題でありますし、今後いろいろな妙案がないのかということについては、我々としてはしっかりと今後は考えていきたいと思えます。ただ、町内会の皆様方は、今ある町内会を守るのだという思いで頑張っていると思いますので、やはりそういった思いも酌みながら、全国の事例等も調査して、そして町内会連合会の皆様からのご助言もいただきながら、地域コミュニティの在り方というものを鋭意研究してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

正垣君。

○6番（正垣耕平）

ぜひ研究し続けていただいて、しっかりと物も言っていただきたいなというふうに思っています。在り方のことについてもどんどん介入して行って、お互いの協力ですから、やっていただきたいと思うんです。

先ほど課長から、下部組織からの脱却ということでどんどん意見してもらいたいということで、ちょっとおとといの地元新聞のほうで、田辺市さんの話であります、敬老事業の大幅見直しというところでありましたよね、皆さんもご存じだと思うんですけれども。中身についてはともかくなんですが、この見直しに至ったのは、最終的には委託をする、実際に動いてもらう自治会の皆さんから協議会をつくっていただいて、そこから出てきた答申を基に市の事業を見直したということがありました。このようなことが本当の形かなと思うんです。そうやって物を言うってもらうという。当初の予算が先ほど3,500万と言いましたけれども、そのあたりが足りないというんでしたら、もうそこからしっかりと答申いただいて見直すというのも柔軟な方向なのかなと思います。

その非加入世帯のことをちょっと答弁しにくいといいますか、明確な答えはないのか

なというふうに思うんですが、情報をいただくとか、ニーズに応じていくという行政の責任を果たすためには、もっといろんな方法あると思いますんで、そこだけはもう柔軟な対応と研究を続けていただきたいなということを再度お願いしまして、次の項目に移ります。

○議長（松井孝恵）

どうぞ。

○6番（正垣耕平）

公立学校の施設の維持管理についてというふうにして質問をします。

子供たちの健やかな成長と学びを支える学校施設は、地域社会の中でも当然重要な役割です。未来を担う子供たちの教育環境を左右する極めて大切なものです。

しかしながら、全国的に施設の老朽化が進む中で、本町においても例外なくその維持管理は喫緊の課題であります。都度都度、修繕等々をしていただいていると認識はしております。安全で快適な学習環境の確保は、子供たちが安心して学び、教職員の皆様が教育活動に専念できる基盤となります。特に現場で日々学校生活を送る生徒、子供たちや教職員の声に耳を傾け、それを維持管理に反映させることは、学びの質、これの向上に直結するものと考えております。

私、今、上富田中学校2年生の保護者なんですけれども、先ほどから出ていました育友会の役員をしております。学校へ30年ぶりに、30年やったかな、二十七、八年ぶりに学校へ入って、自分が通っていた、育っていた教室で、この辺りやったかなというふうなところで会議とかするんですけれども、みんな上富田出身の方が多いので、懐かしいとか、何も変わらんとか言って、あははとかって笑っているんですけれども、ちょっと笑えない部分もありまして、何も変わっていない。ちょこちょこ変わってはあるんですけれども、全体的には変わっていないなという認識を持っています。にこにこしてられないなというふうに思っているんです。

アンケート調査のこともお伺いしましたし、子供たちの声とか、親御さんの声のこともお聞きしていますと、やはりいろんな問題点が出てきていると思うんです。しっかり指摘がされていると思います、少数であっても。その声について、保護者の声、中学生から聞こえてくる声、小学生もあるかと思いますが、どの学校にも細かい問題ってあると思うんですけれども、そういったことをこの公立学校の維持管理についてという部分で、現場の視点、教育の質、この2点に焦点を当てて、当局の見解と今後の取組についてお伺いしたいと思うんですが、その情報把握と大きな計画とは別に小さな修繕とか、維持管理についてどのような対応と今、受け止められていますか。

○議長（松井孝恵）

教育委員会副局長、吉田忠弘君。

○教育委員会事務局副局長（吉田忠弘）

よろしくお願ひいたします。

学校施設の築年数については、小中学校の校舎、体育館などの建物のうち、2校の建物が築40年以上で、中学校は60年です。私も中学校の校舎に入ることがあります。校舎に入ると、通っていた当時の面影を残したままであると感じることがあります。

文部科学省の通知には、築40年以上の鉄筋コンクリート造りの校舎で、老朽化が起因とされる外壁落下事故が発生している状況が示されています。町の施設の状態ですが、老朽化による修繕は発生していますが、対応可能な修繕にとどまっており、おおむね良好に管理できていると考えております。しかしながら、今後はその維持管理を徹底するとともに、学校施設長寿命化計画に基づき、予防的な改修対応も必要だと考えているところでございます。

次に、学校施設の調査や点検の状況についてでございますが、全ての小中学校に対し、建築基準法第12条に基づく有資格者による点検を実施しており、建物では隔年で調査、点検を行っています。この調査結果を踏まえて建物の劣化、損傷など不具合の報告を受けた場合、修繕等の対応、危険性が高い箇所については、早期に解消するように努めております。

また、学校においては、子供の視点を踏まえつつ、教職員が日常的に目視による点検を実施していただいております。学校長や学校事務の先生から報告を受けて状況確認し、修繕等の対応を随時行い、施設の適切な維持管理に努めているところでございます。

議員のお話にもございましたが、学校施設は児童生徒が多く時間を過ごす学習生活の場であるため、施設の安全の確保や学習環境の整備、充実は特に重要であると認識しております。引き続き、施設の適正な維持管理の徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

正垣君。

○6番（正垣耕平）

築40年以上の建物もあると。ちょっと今、頭の中を上富田中学校にイメージしておるんですけども、長寿命化計画、これにのっかってやっていくというのは当然計画としてあってなんですけど、思いますのは、私が通っていた頃は生徒、上富田中学校で約600人、学年200人いて7クラスございました。空き教室とかはなかったように記憶をしておるし、新館と旧館とかいうのも目いっぱい使っていたような記憶がありますが、

今約3分の2の生徒数になって、使っていない教室も多数あると聞いていますし、もうそもそも行かない場所もあるということを知っています。

ただ逆に聞こえてくるのは、図書室が狭いとか、図書室に本を読めるスペースがないとか、そういった変えていける部分、これは子供たちの中からも声が上がっているというのを聞いていますので、このあたりはどんどん場所も使いながら新しい学校の使い方、生徒数に合わせた使い方というのは、柔軟に対応していただきたいなというふうをお願いをしておきます。

次に、施設管理における行政との連携についてということで、同じにはなってくるんですが、ちょうど育友会の話が今日も、この間もたくさんありましたので、その話になってくるんですが、育友会の活動として、小学校も中学校も漏れなく清掃活動というのがございます。運動会とか、体育祭はもう中学校の手伝いはなかったんですけども、子供に関わる機会とはまた別に保護者が出てきて、学校の維持管理に協力をしていくという場面がたくさんあるんですけども、この部分について、なかなか学校の育友会の中でも、もう毎度毎度、夏の暑い時期にやるのはちょっと危険過ぎるとか、掃除一つ出てきて、それがまたつながりになって保護者間との連携とか、顔見知りになるのもいいですよという、それも分かるんですが、現状を見てみると、出てくる方は、先ほども言われましたが、もちろん多数おられるんですが同じメンバーにもなってきていますし、これは工夫も必要ですけども、なかなかそういったつながりとかいう部分でやっていくには重たい作業になっておるのが実際のところです。

思うんですが、そもそもの話こういうものをしてしまったら、もうキリ果てがないんですが、公共の施設ですから、公共でやったらどうやという声もちらほら出てきます。いや、でもそこを保護者の力で、先生らと負担ないようにこっちでやりましょうよ、汗かきましょうよということでやってこられたもんやと思うんですけども、暑さどうこうではなくて、計画性を持って維持管理をしていったほうが、グラウンド周りもそうですし、学校の小さな金網とかフェンス、網とか多数ありますよね。そういった修繕というのは、先生、今もう大変やというのはもう皆さんご承知やと思うんですけども、そこで日頃目の届かないところというのは、計画的にやっていくほうが安全面においても必ず利点があると思うんです。

ちょっとお伺いしたいのは、今回シルバー人材センター、当町でも発足されました。先日からちょっとなかなか今、運営の中で、立ち上がりということもあって手いっぱいということもお聞きしている中で恐縮なんですけど、現在五十数名の方が登録されてきたよという中で、今後シルバー人材センターの協力も得て、学校とか周辺施設ですね。公共の施設について、維持管理のお願いをしていくとかということは、シルバー人材セ

ンターが軌道に乗ったときにも利点になるかと思うんです。どちらにとってもメリットがあると思うんですが、いかがでしょうか。どこに聞いたらいいいんでしょうか。

○議長（松井孝恵）

吉田君。

○教育委員会事務局副局長（吉田忠弘）

お答えをいたします。

議員のお話にもございましたが、運動会が春開催になった学校では、ゴールデンウィーク明けに学校の先生、保護者の皆様に協力いただき、清掃作業を実施した学校もございます。本年度出席した学校運営協議会の中で、これまで保護者を中心にしたマンパワーで維持管理の一部をカバーしてきましたが、これまでと同じやり方では難しい局面となってきているのではないかというふうな意見も出てございました。

令和7年4月に設立されたシルバー人材センターへ依頼した内容を少しお話しさせていただきます。

教育委員会からは、本年4月にあった町内会の清掃作業後に、第2 丹田台の町内会長さんから、水路清掃を実施したのですが途中までで、朝来小学校敷地の縁辺の水路全ては実施できませんでしたとお話くださり、水路内で水が滞留しないよう、未実施の残りの箇所を町で清掃いただけないでしょうかとの要望でございました。現場を確認して、学校敷地を囲っているフェンスの外側ですが、さきの地籍調査により学校敷地の一部に含まれる排水路でございます。こちらについては、教育委員会から町のシルバー人材センターに現場を確認いただき、早速業務を依頼し、既にのり面の草刈りを実施していただいております。水路清掃や草の除去作業を進めていきますと報告がございました。

また、別の小学校でも近隣の住民から、元の学校農園の雑草が繁茂しているため、学校の先生に草刈りを言ってもらえないかというお話もございました。この分についてもシルバー人材センターのほうへ現在業務を依頼しているところでございます。

今後は必要な予算要望をして、学校にも確認して対応を進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

正垣君。

○6番（正垣耕平）

もう既にやられているところがあったということで驚くといえますか、朝来小学校の場合ですけれども、以前から町外のシルバー人材センターの方をお願いする場所もあったので、驚くといえますか、当町でできたのでやっていくというのは、これもよかった

なと思うんですが、ただちょっと一つだけ置いておいてもらいたいのは、しんどいからやれる方にお仕事としてお願いするとかいうことではなくて、計画的にやるのが一番いいと思うんです。草刈りとか特にですけれども、毎度毎度言うていますが、この時期が適切なのか、この場所はどうかということ、やっぱり慣れた方がやっていくというのが、これやっていけばもう数年後に、ああきれいやなというのは実感されると思うんです。そういったことを今回のことをきっかけにやっていっていただけたらなということをお願いして、次の項目に移ってもいいでしょうか。

○議長（松井孝恵）

どうぞ、進めてください。

○6番（正垣耕平）

町長の政治姿勢についてとして質問をさせていただきます。

奥田町長におかれましては、平成30年、町政史上初めて議会議員を経て町長に就任されました。私、正垣はこの同じ年、その数か月後の町議会議員選挙で初当選させていただきましたので、これまで奥田町長とは、立場は違いますが、町の政治の場において同じ時代を、同じ景色を見てきたと考えております。当然ですが、いろいろありました。ありましたね。今、町長もうんうんと大きくうなずいておられますが、本当にいろんなことがあったなど、経験させていただいたなどというふうに思っております。

この2期8年にわたり、本町のかじ取りをされてこられました。この間のご尽力に深く敬意を表します。この機会にこれまでの政治姿勢を振り返っていただくとともに、今後の町政運営に対するお考えを伺いたく、2点質問いたします。

まずは、この2期8年を振り返り、反省と実績についてです。

この8年間で、町長自身のマニフェストに基づき、特に力を入れて取り組んできた政策や達成できたと考えている具体的な実績を詳細伺いたいと思います。また一方で、任期中に十分に組みこめなかった、あるいは反省点として認識している点があれば、具体的にお伺いしていきたいと思います。

○議長（松井孝恵）

町長、奥田誠君。

○町長（奥田 誠）

お答えいたします。少し長くなりますが、ご了承をお願いいたします。

初めに、正垣議員から私の町政運営に対する過大な評価をいただきましたことに心からお礼を申し上げます。

私の政治姿勢2期8年の反省と実績についてですが、私自身、平成30年1月に41年ぶりの町長選挙により立候補し、町民の皆さんのご支持、ご支援をいただき、初当選

を果たすことができました。平成30年2月5日から町長に就任させていただき、現在の2期目も含み、早いもので7年4か月が過ぎました。この間、議員各位をはじめ、町民の皆さん、職員の皆さんに支えていただきながら、今日まで頑張ってくることができたと実感しているところであります。

まず、1期目の反省点ですが、正垣議員が言われますように、上富田町では、町議会議員から町長に就任したのは私が初めてでございます。私自身、行政経験がない状況での就任であり、町議会議員と町政の執行側という立場には違いがありました。町民の皆さんや各種団体の皆さんから様々な意見や要望などをいただきましたが、就任当初から約2年は、先ほども申しましたが行政経験がない状況でしたので、早急なる対応や判断ができなかったことが反省点であります。皆さんには大変ご迷惑をおかけいたしました。

2期目の反省ですが、公有財産調査特別委員会で事務検査をしていただきました件、令和5年度の上富田町宅地造成事業において、土地売買に係る不適正な事務処理があったことが判明いたしました。このことにより町行政に対する信頼を失う事態を招くことになりましたことが反省点であり、心からおわびを申し上げます。今後はこのようなことがないように、関係法令の確認の徹底、職員研修の実施など事務処理体制を強化し、再発防止に万全を期してまいります。

次に、私の1期目は、人が元気、まちも元気、上富田町がもっともっと元気が出るよう、明るく元気なまち上富田町を前進させていくために、4つのマニフェストを掲げていました。1点目に、未来につながる健全な財政運営の維持、2点目に、地方創生で活力あるまちづくり、3点目に、地域ネットワークのまちづくり、4点目に、未来を託す子供たちが輝くまちづくり、この4つのマニフェストを中心に、上富田町の未来を見据えた中で、町の進むべき方向性を判断し、今後も上富田町としてさらに輝き続け、町民の皆さんの笑顔を未来へ引き継ぎ、住んでよかったと実感できるまちづくりを町民の皆さんとの協働の力によってさらに推進してきました。

次に、1期目の実績ですが、先ほどのマニフェストにより説明をいたします。

まず、未来につながる健全な財政運営の維持では、各年度の一般会計では、財政調整基金や減債基金を取り崩す必要のない決算となっています。議員各位のご理解とご協力の下、税収の確保や行財政改革に職員一丸となって取り組んだ成果が顕著に表れたものと評価しているところであります。2期目も基金を取り崩していません。

次に、地方創生事業で活力あるまちづくりでは、スポーツのまち上富田が県内外に認知される中、さらにスポーツ観光を中心とした観光事業に取り組んでいき、町民の健康づくりはもとより、上富田町を訪れた方にも心身ともに健康になっていただくという願いで、地方創生事業としてウェルネスタウン構想という名を打ち、スポーツによるま

ちづくり、スポーツによる交流人口の増加、地域の活性化を図っているところです。民間法人と行政とが協働でまちづくりを進めていくというビジョンの下、新しい時代を見据え、さらに広がるスポーツの重要性、楽しみ方を上富田町から発信できる役割を南紀ウエルネスツーリズム協議会と共に担い、全力で取り組んでまいりました。

次に、地域ネットワークのまちづくりでは、防災・減災対策について、いつ起きても不思議ではないと言われる南海トラフを震源とする大規模地震が発生した場合、上富田町では、津波の来ない町としてスポーツセンターを中心に後方支援拠点構想を考えていく必要があるのではないかと思います、田辺市周辺市町のみなべ町からすさみ町の1市4町で構成する推進協議会を立ち上げる調査や研究をしていかないと田辺周辺広域市町村圏組合に私から提案させていただきましたが、和歌山県の方針としては、支援物資等の拠点施設は田辺スポーツパークを設定しているとのことであり、今後の検討であるとのことでした。

次に、未来を託す子供たちが輝くまちづくりでは、平成30年5月より完全学校給食を実施してまいりました。今後とも子供たちに安全で安心して給食を提供できるよう進めてまいります。

次に、令和元年度より中学校卒業までの子供の医療費無償化を実施しました。また、同じ年度に町内小中学校の全ての教室にエアコンを設置しました。

次に、令和2年度では、子供の権利に関する条例の制定をはじめ、小中学校のトイレの洋式化、冷水器・冷風機の設置や小中学校児童生徒1人1台のタブレット端末の購入などを実施しています。

次に、2期目のマニフェストの進捗状況ですが、項目ごとに説明をさせていただきます。

まず、1点目の新型コロナウイルスワクチンの3回目接種は、感染拡大に対応するため、医療機関等と緊密に連携しながら、令和4年1月から3月に実施しました。住民への周知や予約体制の整備、接種会場でのスムーズな運営を通じて、円滑かつ迅速に実施することで、地域住民の安心と安全確保に努めることができました。

次に、2点目の朝来小学校の水泳プールの建て替え工事について、以前のプールは昭和53年に造られたもので、45年間の使用になり、漏水などの不具合箇所も発生していたため、令和5年3月末に新しく建て替えました。新しい水泳プールは、学校での体育活動の領域だけではなく、火災が発生したときの防火水槽の水源としての活用として、また将来発生が予想されている大地震で水道が停止した際には、浄水装置を稼働することで、プールの水をろ過して滅菌し活用できるよう、災害対策として新たな機能強化を備えています。

次に、3点目の南紀の台パブリック地域のコミュニティーセンター（仮称）の建築については、かねてより地域の方々から公共施設の建設を強く要望されていまして、町としましても南紀の台地区の人口増加の状況に鑑み、南紀の台公民館の建設に至り、令和7年3月末に完成させることができました。公民館では地域住民のあらゆる学習の機会や地域交流の場として、また幅広い世代の方々の利用によるコミュニティー形成の場を目的としています。町として、こういった活動を通して災害時の地域力の向上につなげていきたいと考えています。また、南紀の台公民館には消防団の機能を併設し、さらには自家発電を備え、災害時の一時避難所としても活用できる施設としています。

次に、4点目のコミュニティバスからデマンド型乗り合いタクシーの導入については、コミュニティバスの運行を大幅に改正し、予約制の乗り合いバスとして、令和5年4月からデマンド型コミュニティバスの運行を開始しました。このデマンド型バスを利用するには事前の登録と希望の時間や行き先を電話で予約する必要がありますが、現在約600名の方に登録いただいています。ご自宅の近くから気軽に病院や買物への交通手段として大変便利なバスとなっており、利用者からもご好評をいただいています。バス停から遠い方、歩行など困難でバス停まで行けない方については、包括支援センター職員が相談を受け付け、訪問して対応している状況です。

次に、5点目の岩田地区の町道大坊奈目良線の道路改良については、岩田、尾崎地区の国道311号から旧はまゆう支援学校付近の高井田橋まで約250メートルの区間において道路改良を進めています。この道路は岩田小学校への通学路となっていますが、現状では歩道がなく、道路幅も狭いところでは2.8メートルしかありません。さらに道路に並走する形で大きな農業用水路が流れており、これに児童が転落する可能性があります。また、現在は旧はまゆう支援学校の解体工事が行われており、大型の重機やダンプトラックが通行しています。これらの状況を踏まえ、通行の安全性を確保するため、車道を5メートルに拡幅し、また通学路であるため、2.5メートルの歩道を設けるよう計画し、令和5年度に測量、設計を実施、令和6年度から用地買収等一部の区間で工事に着手しています。今年度は靄すりセンター側の排水路工事を予定していきまして、現在の進捗率は約40%となっています。計画では、令和9年度の完成を予定しています。

次に、6点目の生馬小学校裏の砂防急傾斜対策事業については、生馬小学校は上富田町地域防災計画において指定緊急避難場所に指定されていますが、裏山が土石流や急傾斜地崩壊の土砂災害警戒区域に指定されているため、風水害による避難先の安全レベルが低い評価となっています。この状況を踏まえ、砂防事業として砂防堰堤工、溪流保全工といった砂防施設の整備を県営事業として令和5年度に用地買収、令和6年度に管理用道路に着手しています。また、急傾斜地崩壊対策事業も、県営事業として擁壁工やの

り枠工、防護柵工といった施設の整備を令和5年度に1期目を着手し、令和6年度に2期目を着手しています。現在の進捗率は30%で、工事期間は令和7年度を予定としておりましたが、和歌山県によりますと、約5年程度延長になると聞いております。これらの事業を推進し、生馬小学校の安心・安全を確保していきます。

次に、7点目の岡地区老朽化した水道管耐震化については、水道事業における防災・減災対策の一環として、岡の葛原地区で老朽化した水道管の更新、耐震化工事を実施しています。この水道管の工事につきましては、令和4年度から着手し、計画していた葛原配水地から上岡大橋までの全長約1.8キロメートルの水道管の更新、耐震化について完了しています。

なお、令和6年度から令和8年度にかけて、水道工事後の舗装復旧工事を葛原地区の集落から上岡大橋方面へ順次計画的に進めているところであります。工事期間中につきましては、葛原地区の皆様と協議を行い、梅やミカンの収穫時期における工事時期の調整や歩行者の安全等にも十分配慮しながら工事を進めてまいりました。令和8年度までの舗装工事完了まで、地域の皆様にはご不便をおかけする場面もあるかと思いますが、安全・安心な暮らしを支えるライフライン整備を着実に推進してまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、8点目の上大中クリーンセンター解体撤去工事につきましては、上大中クリーンセンターは、昭和62年12月から令和3年3月末まで長期間にわたり、上富田町、旧大塔村、旧中辺路町の燃えるごみの焼却処理を行ってまいりました。令和3年度、施設の解体撤去に向けて調査設計業務を実施し、令和4年度から解体工事を開始し、令和5年7月末には解体工事が完了しています。跡地の利用について、現在、地元町内会と調整をしています。また、令和6年3月31日をもって、上大中清掃施設組合も解散し、残務事務については上富田町が行うことになっています。

次に、9点目の下鮎川地区登尾下附線道路拡幅工事について、成道寺周辺の拡幅工事には、緊急車両が通行できないため、延長162メートル間を幅員4メートルで計画し、平成30年度から継続して道路改良を実施してきました。令和5年度には排水路工事、舗装工事をするので、成道寺周辺の改良工事は、1期目は完了しています。成道寺周辺から田辺市下鮎川方面についても幅員が狭く、対向車があると、どちらかがかわせるところまで後退しなければなりません。そのため今年度より道路用地として協力を得られたところから、部分的な拡幅を実施しています。今後においても、道路用地として協力が得られる箇所の部分については拡幅を考えています。

その他の全体については、1期目から継続しています未来を託す子供たちが輝くまちづくりについて、令和5年度からは国が実施する給付事業と効果的に組み合わせて、安

心して出産、子育てができるよう、妊娠された妊婦等に対し、町独自に支援給付金の合計5万円を支給するかみとんだ未来応援給付金事業をはじめ、罹患することにより発生する難聴などの合併症を予防するためにワクチン接種の費用の一部を助成するおたふくかぜワクチン予防接種助成を実施しています。また、令和6年7月からは、町内の妊婦の皆さんの健康づくりを応援するため、町内で収穫された玄米を独自の精米方法により、玄米のうまみと栄養素を残した金芽米に仕上げてお送りする上富田町マタニティ応援プロジェクトをスタートしました。令和7年度からは、子供にかかる医療費の無償化の対象を15歳から18歳以下へと拡充並びに国の子育て施策の充実により保護者ニーズや子供への支援の必要性が高まっている中、さらなる制度の拡充や環境整備に向けて必要な財源を確保し、施策を進めていくための子育て夢基金の創設などを実施しています。

このような課題と向き合い、取り組んでまいりました。成果が出たもの、まだまだ取組が必要なものなど様々であります。これからも施策を確実に一歩ずつ前に進めていかなければなりません。

以上で、2期8年の反省と実績についての答弁とさせていただきます。

○議長（松井孝恵）

午後1時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時27分

○議長（松井孝恵）

再開します。

午前中に引き続き、一般質問を続けます。

6番、正垣耕平君。

○6番（正垣耕平）

午前中に引き続き、よろしくお願ひいたします。

先ほど、質問に対して奥田町長から、本当に詳細にわたり、これまでの事業の経緯並びに反省の部分もお聞かせいただきました。奥田町長らしいなという、詳細に教えていただきまして。ただ、私も議員となりまして、ちょうど給食事業がスタートした直後だったりと、子ども医療費がスタートしたりですとか、今聞きながらずっとこういう事業、増えてきたなど、途中で見直したというような事業もたくさんあったかと思ひます。

ただ、幾つもお聞きする中でソフト面、ハード面かかわらず、進捗状況をこれからも

見守っていかなければならない事業もたくさん残っているなどということで、ただ、どの世代に対してもしっかり手を打たれたということは思い出しながら聞いておりました。

では、次の質問にいきたいと思います。3期目へ向けての課題と抱負についてとして質問します。

町長のこれまで2期8年半ばですが、この任期はまさに時代の大きな転換期と重なりました。平成から令和へと年号が変わり、さらに、新型コロナウイルス感染症という未曾有の事態に直面し、私たちの働き方や生き方が多様化すると同時に、行政の在り方もまた大きく変化を求められた期間であったと、後に振り返られることと思います。この激動の8年間の経験において、町長がどのような認識に立ち、どのような課題に直面し、また、こうした時代の変化を踏まえて、今後、町政運営にどのようなビジョンを描いているのか、3期目に向けての課題と抱負についてお伺いしたいと思います。

○議長（松井孝恵）

町長、奥田誠君。

○町長（奥田 誠）

お答えします。

現在の課題についてですが、職員と話し合い、3期目に向けてのテーマを考え、上富田町の未来を見据え、安全・安心、持続可能なまちづくりを基本方針として、次の施策に取り組んでまいります。

まず、防災・減災への備えについては、気候変動や自然災害の激甚化を踏まえ、地域の防災力の強化が急務です。町内の備蓄倉庫の整備や備蓄品の充実を図り、また、町民一人一人の防災意識を高める啓発活動にも力を注ぎます。あわせて、避難路指定が予定されている県道岩田保呂線については、県と連携をしながら安全な道路整備に取り組んでまいります。

次に、デジタル化、DXの推進については、行政の効率化と住民サービスの質的向上を目指し、デジタル技術を活用した業務の最適化やオンライン手続の導入を進めます。利便性と透明性の高い行政サービスの実現に取り組んでまいります。

次に、施設の充実と地域の活性化については、老朽化が進む上富田スポーツセンターについては、プロ、社会人及び高校、大学などのチームにも対応できるよう、必要な改修を段階的に実施します。野球場の電光掲示板整備については一旦見送るものの、今後は、地方創生推進交付金事業や企業版ふるさと納税の活用を見据え、前向きに検討をしてまいります。

次に、子供たちの育ちと居場所づくりについては、全ての子供にとって安心できる居場所をまち全体で整備し、子供たちが放課後や休日を安心して過ごせる環境を整えてい

きます。町内の公共施設の活用と地域人材の活用により、多様な体験、学びの機会を創出していきます。また、保育所や学童保育所の運営においては、民間との連携を強化し、多様化する家庭ニーズに柔軟に対応できる体制を整備します。

次に、高齢者福祉等、健康づくりについては、介護保険制度の持続可能性を確保するため、介護予防と社会参加の促進に力を入れます。まちかどカフェや運動自主グループの支援を拡充し、シルバー人材センターの活性化を通じて、高齢者が健康で生きがいを持って働けるまちを目指します。

次に、社会インフラの整備については、町民の命と暮らしを守るため、災害に強く、持続可能な上下水道システムの構築を推進します。特に、機能停止がまち全体に影響を及ぼす急所施設の浄水場や下水処理場の更新及び耐震化に重点を置いて取り組みます。

次に、教育環境の改善については、子供たちが安心して学べる環境整備に引き続き力を入れます。学校教育施設の内部環境の改善を図るとともに、災害時の避難所としての役割も担う上富田中学校の屋内運動場、体育館の建て替えを今後の財政状況を見極めながら、早急に実施できるよう検討を進めてまいります。

次に、その他については、以前の同和対策事業の関係で解決できていなかった改良住宅の払下げ並びに大型共同作業所の払下げについても引き続き取り組んでまいります。

以上のような重点施策に取り組むますが、重要なことは、将来を見据えた中期的、長期的な展望やビジョンを示し、施策を確実に実行することだと考えております。そうした中で予算関係などについては、今後も厳しい財政状況は続くものと予想され、歳入歳出のバランスを考えながら、令和3年3月に策定した第5次上富田町総合計画及び令和2年3月に策定した第2期上富田町まち・ひと・しごと創生総合戦略を基本とし、国の制度改正や新規施策の動向、経済状況を見極め、地方財政措置の動向に留意し、子ども医療費や学校給食のランニングコスト、学校施設の整備、公共施設の更新などの財源確保に向け、従前からの経費節減をなお一層進めるとともに、事務事業の見直し、徹底した行財政改革により、将来の財政負担の抑制を図るよう努めてまいります。

また、平成から令和へと新しい時代に入り、急速に進む少子高齢化や人口減少社会の到来、ICTやAI、またDXの推進など技術革新の進展をはじめ、様々な課題への対応が求められている中、住民一人一人の開拓意識とこれまで培ってきた力を結集し、Society5.0の活用やSDGsの達成に向けた新しい時代を先取りする政策を町民と共に行政が協働で進め、心豊かに安心して暮らせるまちづくりに対応することが必要です。

加えて、ウィズコロナ、ニューノーマルといった、これまでとは違う観点での取組も必要になってまいります。第5次上富田町総合計画では、前総合計画の精神を踏襲し、「明るく豊かで元気な人づくり、まちづくり」～知恵と創造の力を合わせる協働のまち

づくり～を基本理念とし、町民の皆様が健やかに心豊かに安心して暮らせる、そして、未来を託す子供たちが輝くまちづくりを目指し、新たなステージに歩みを進めてまいります。

最後に、3期目への挑戦ですが、申し上げるまでもなく、町には先ほど各事業の内容を説明したとおり、多くの課題が山積しています。これまでの行政運営への評価は、自らが判断するのではなく、町民の皆様に行っていただくべきものであると考えています。まだ残っている2期目の町政運営も含め、まだまだ道半ばではありますが、私の仕事を町民の皆様々に率直に評価していただき、引き続き、町政運営のかじ取り役としてお任せいただけるのであれば、町民の皆様との協働で、未来へつながる安全・安心、持続可能なまちづくりを進めていくことで、その責任を全うしたいと考えています。

私自身、3期目の出馬を表明し、初心を忘れずに誠心誠意という言葉を経信として、その言葉どおり、まことの心、まことの意味を持って今まで以上に頑張っておりますので、議員の皆様、町民の皆様の変わらぬご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（松井孝恵）

正垣君。

○6番（正垣耕平）

3期目に向けての課題と抱負についてお伺いしました。お答えの中では、まず、防災・減災、デジタル化、子供たちの居場所づくりや高齢福祉、健康づくり、社会インフラの整備、教育環境の改善、これらの中長期的な展望やビジョンを示し、施策を確実に実行するという事を言っていました。

また中に、住民一人一人の改革意識、この培ってきた力を結集して臨んでいくというような趣旨の話もあったかと思えます。この中にもありましたが、課題は本当に山積しております。これは承知しております。町長言われるように、これらの運営への評価は自ら判断するものではなくて、これは町民の皆様に行っていただくということもあつた中で、町長からいつものフレーズですが、誠心誠意という言葉がありました。

これ、いつか少し忘れましたが、町長に話したことがあつたというか、僕がこういふ言葉で、僕は二宮金次郎なんてなぜか昔から好きなんです。朝来小学校にはまだ金次郎の像があるんですが、江戸末期の人物で二宮尊徳さんと言われるんですけども、前回は何かのときに「全ての災いは誠実をもって福となすことができる」と、術策は意味を持たないみたいな話をして、そこの誠心誠意の意味とちょっと掛け合わせて話をしたことがあつたんですが、今聞いていて思いましたのは、また別の二宮尊徳さんの言葉に、「世の中は、知恵があつても学があつても、至誠と実行がなければ、事は成らない」と

あります。これは、知識や学問だけでは不十分で、誠実な心と実行力がなければ物事は成就しないという意味だそうです。先ほども申しましたが、住民一人一人の改革意識、これを引っ張っていくとか培っていくという意味では、強烈にこの部分というのは求められる力かと思います。この言葉を添えて、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松井孝恵）

これで、6番、正垣耕平君の質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

ここで、次の日程に入ります前に、吉本議員から、6月17日の本会議における発言について訂正いたしたいとの申出がございますので、発言を許可いたします。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

すみません。令和7年6月17日の本会議での物価高騰対策として水道の基本料金の免除等についての一般質問において、町長の給与は約1,200万円、副町長は1,000万円近くあるを、誤って100万円と発言しました。100万円を1,000万円に訂正したいので申し出ます。よろしくお願いたします。

○議長（松井孝恵）

ただいまの吉本議員からの申出については、会議規則第64条の規定により、議長において許可をいたします。

△日程第2 承認第1号～日程第12 議案第52号

○議長（松井孝恵）

それでは、次に、日程第2 承認第1号、上富田町税条例の一部を改正する条例から日程第12 議案第52号、物品購入契約の締結について（令和7年度 第1号 中学校管理事業 タブレット端末購入）まで11件を一括議題とします。

各議案の賛否の際、原則として起立であります。檜木議員より挙手の申出がございましたので、これを許可いたします。

△日程第2 承認第1号

○議長（松井孝恵）

日程第2 承認第1号、上富田町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

すみません。14ページの第18条の1項、後半部分の「又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をする」というのがあるんですけども、このようなものは上富田町にあるのでしょうか、どこにあるのでしょうか。

○議長（松井孝恵）

税務課長、三浦誠君。

○税務課長（三浦 誠）

吉本議員の質疑にお答えします。

公示送達の関係で、ちょっと条例のほうで改正ということで上げさせてもうてますけれども、この公示送達につきましては、本来、交付できない場合について、町の掲示板に公示送達の必要な事項を貼っているんですけども、今回のこの条例の改正におきましては、ちょっと日はまだ、施行日はまだ確定はできていないんですけども、後にインターネットとかそういった関係の中で、画面の中で町のホームページとかで公示事項を表示する措置を取る形となってきます。今現在は、玄関にある形の掲示場になってございまして、行く行くは上富田での掲示場も事務所に設置して、パソコンの画面とかそういった電子計算機器とかでも閲覧できるような形を取っていく形でございます。

ただ、この施行日につきましては、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる制定の日ということでちょっと難しく書いているんですけども、要は、公布の日から起算して3年3か月を超えない範囲において、政令で定める日で施行となつてございまして、まだ、そういう政令の日がまだ決まっていますので、それが決まり次第また随時、公示送達の手続を行っていく形になってございます。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君、よろしいですか。

○9番（吉本和広）

はい。

○議長（松井孝恵）

ほかに質疑はございませんか。

吉本君。

○9番（吉本和広）

ここで。

○議長（松井孝恵）

どうぞ、そこでやってください。同じやつですね。

○9番（吉本和広）

同じ条例の件。

○議長（松井孝恵）

どうぞ。

○9番（吉本和広）

27ページの一部改正の要旨のところ、公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備という説明をされておいて、扶養のことなのに年金がなぜなのかわからずと分かりにくいんですけども、これは条例に、公的年金等受給者の扶養親族の申告者があるため、特定親族がいる場合があるのでそういう変更が必要になるというふうに捉えたらいいんでしょうか。

○議長（松井孝恵）

三浦君。

○税務課長（三浦 誠）

令和7年度の条例改正の関係で、特定親族特別控除の創設に伴いまして、個人の町民税に係る給与所得者であったりとか及び公的年金受給者が提出する際の扶養親族との申告書の中に提出義務の整備ということで、特定親族の特別控除ということで、19歳から23歳未満の方が該当があればそこに記載できる形になります。本来、配偶者の控除という形がありましたけれども、その中に19歳から23歳未満の方があれば、そこに加えて書き込んでいけるという形になります。記載できる形になります。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより承認第1号、上富田町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第3 承認第2号

○議長（松井孝恵）

日程第3 承認第2号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

まず、2点伺います。

1点目は、厚生建設常任委員会で5割軽減、2割軽減の基準額の引上げで対象者は何人拡大するのかの質問に、老齢基礎年金の底上げがあり、ほぼ対象者は増えないと答えられましたが、老齢基礎年金の底上げがあり、基準額の引上げがなされると対象から外れる方が生まれるということになると思いますが、そういうふうに認識してよろしいのでしょうか。

2点目は、税務課で、小学生以上の子供が3人いて、夫婦ともに40代で、専業主婦で夫の収入が幾らで1万円引き上げるという医療分の限度額になるかお聞きすると、総所得金額は636万円とのことでした。2万円引き上げるという後期高齢者支援金分が上限になるのは、総所得金額が846万2,000円とお聞きしました。令和6年度で医療保険分が上限となる世帯は何世帯ですか。また、後期高齢者支援金分上限となる世帯は何世帯ですか、お答えください。

○議長（松井孝恵）

住民課長、笠松由希君。

○住民課長（笠松由希）

質疑にお答えいたします。

今年度の国民健康保険税からまだ賦課決定しておらず、基準総所得額が分かりませんので、前年度賦課からの考察といたしますと、軽減の基準額の引上げがなされると対

象から外れる世帯が増えることが考えられます。

もう一点ですけれども、令和6年度の賦課基準日、令和7年3月31日現在で、医療保険分で31世帯、後期高齢者支援金分で23世帯でございました。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

さきに述べた家族が、医療保険分上限となる総所得金額は636万円です。医療保険分66万円、後期高齢者支援金分は20万7,400円、介護分は14万2,000円で合計100万9,400円となります。総所得金額は636万円から国保税100万9,400円を引くと、残りは約535万円になります。この金額で3人の子供のうち、家から通えない大学や専門学校に通わせる子供が2人いると、年間授業料が100万円とすると、また、アパートや食費などの生活費、教科書代など月10万円程度送るとしたら年間220万円、2人いれば440万円必要となります。535万円から440万円を引くと95万円しか残りません。奨学金を借りたとしても、この物価高や授業料の値上げで5人が生活するのは、とても大変であるとの私の見解ですが、どのような見解ですか。

○議長（松井孝恵）

笠松君。

○住民課長（笠松由希）

質疑にお答えいたします。

今回の専決第5号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、関係政令、地方税法及び地方税法施行令の改正によるものです。和歌山県内で保険税を統一することを目指すこととしていることも踏まえ、被保険者の皆様のご理解とご協力をお願いしたいと考えます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

2点お聞きします。

さきに述べた家族は、総所得金額636万円から国保税を引くと、約530万円になります。決して残った約535万円は、家族の生活を支えるのに高額ではありません。その世帯の国保料を引き上げるほどの所得ではありません。1,000万円、1,500万円、2,000万円、それ以上の総所得の金額のある方と同じだけ医療分を払うのは、物価高騰で生活が大変な中、問題があるとの私の見解ですが、どのような見解です

か。

もう一点は、先ほど述べた対象者の方、令和6年であれば8名、31名から27名引いた8名であった方の合計引上げ分は8万円です。医療保険分が最高限度額となるが、後期高齢者支援金分の最高限度額にはならない世帯については、一般会計から繰り入れて医療保険分の限度額を引き下げるべきとの私の見解ですが、どうお考えですか。

○議長（松井孝恵）

笠松君。

○住民課長（笠松由希）

質疑にお答えいたします。

繰り返しのお答えになりますが、今の2点につきましては、こちらの専決第5号につきましては、地方税法の改正によるもので、県下の保険税統一に向けて被保険者の皆様のご理解とご協力をお願いしたいと考えております。

○議長（松井孝恵）

これで吉本君の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

まず、反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

次に、賛成討論の発言を許可いたします。

賛成、どうぞ。9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

専決第5号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する賛成討論を行います。

これは大変、非常に難しい判断の条例改正だと思っています。それは、老齢基礎年金の底上げがあり、基準額の引上げがされないと、物価高の中、5割軽減、2割軽減の対象から外れる方が生まれるため、軽減拡大をする必要性はあります。しかし、令和6年度で見ると、医療保険分が上限となる世帯は31世帯、後期高齢者支援金分上限となる世帯は23世帯と答えられましたが、先ほどの家族のように、医療分が総所得金額63

6万円に限度になるが、後期高齢者支援金分上限の846万2,000円にはならない方が8世帯あるということです。他の世帯の国保料を引き上げるほどの所得ではないこのような世帯に、医療保険分の上限を増やしていくのは大変問題です。令和6年度、8世帯です。金額にして8万円です。大きな金額ではありませんので、今後は一般会計から繰り入れて、高所得ではない医療保険分が最高限度額となるが、後期高齢者支援分の最高限度額分にはならない世帯については引下げを行う必要があることを申し上げて、賛成します。

以上です。

○議長（松井孝恵）

次に、反対討論の発言を許可いたします。反対ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより承認第2号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（松井孝恵）

起立多数。

よって、本案は承認することに決しました。

△日程第4 承認第3号

○議長（松井孝恵）

日程第4 承認第3号、上富田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより承認第3号、上富田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第5 承認第4号

○議長（松井孝恵）

日程第5 承認第4号、令和7年度上富田町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求める件について、質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いいたします。

質疑はございませんか。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

49ページの繰入金の、ここで聞くのがどうか分かりませんが8万9,000円の支出があるんですが、これ、知事選なのに町が負担しなければならない金額というのがなぜ生じるのかというのをちょっと教えていただけますか。

○議長（松井孝恵）

総務課副課長、目良大敏君。

○総務課副課長（目良大敏）

質疑にお答えいたします。

こちらの8万9,000円につきましては、議案書の52ページをご参照いただきま

して、17節に備品購入費で20万円を計上しております。こちらの備品購入費につきましては、県知事選挙だけで使うものではなく、町の選挙でも使いますので、こちらにつきましては補助率が9分の5が県で補助される形で、この20万円の9分の4相当、町負担分として先ほどの8万9,000円を計上しております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより承認第4号、令和7年度上富田町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求める件を採決いたします。

本件は承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

△日程第6 議案第45号

○議長（松井孝恵）

日程第6 議案第45号、上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第45号、上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第46号

○議長（松井孝恵）

日程第7 議案第46号、上富田町小規模多機能施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

この施設については、DV対策のシェルターとしての補助金を受け取っていないかということと、その対策は新たな公民館が行うのか、どうされるのかお聞きします。

○議長（松井孝恵）

福祉課副課長、出羽正典君。

○福祉課副課長（出羽正典）

質疑にお答えさせていただきます。

補助金の話なんですけれども、平成23年度国庫交付金「住民生活に光をそそぐ交付金」を活用しているため、特にDVの一時避難所の整備に特化した交付金ではございませんので問題ありません。

続きまして、一時避難所の今後の機能のご質疑でございますが、小規模多機能施設でありますので、当時の目的の中にDV被害の一時避難所としての機能も想定していまし

たが、利用実績は1件もございませんでした。DVに関する事案が今後発生した場合につきましては、今後も引き続いて和歌山県DV相談支援センターと県が整備する一時保護施設の利用を含めて協議を行い、対応したいというふうに考えております。特に町の施設を使うというところではございません。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

別の質問なんですけれども、今後の活用についての質問です。耐震基準は一応満たしているということをお聞きしています。手を加えて、段ボールベッドの保管施設等に利用するようなことは考えられておりますか。

○議長（松井孝恵）

総務課長、十河貴子君。

○総務課長（十河貴子）

ご質疑にお答えいたします。

本施設につきましては、普通財産に移管されましたら総務課の所管となります。今後の活用につきましては現時点では未定ではございますが、防災関係での活用も選択肢の一つとして、引き続き検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第46号、上富田町小規模多機能施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第47号

○議長（松井孝恵）

日程第8 議案第47号、上富田町立小学校及び中学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

ちょっとこの費用についてお聞きします。これはガスを使つての冷暖房施設とお伺いしています。ガス代はこの費用程度なのか、減額償却とかそういうものが入っておらずに純粋なガス代なのか、ちょっとお答えいただけますか。

○議長（松井孝恵）

教育委員会事務局長、瀬田和哉君。

○教育委員会事務局長（瀬田和哉）

お答えさせていただきます。

基本的にガスのみで、消費税のこともありますのでちょっと丸数字で膨らんだ部分はございますが、ガスという考えに基づいてございます。

以上です。

○議長（松井孝恵）

ほかにございませんか。

7番、家根谷美智子君。

○7番（家根谷美智子）

すみません。2点ほどあるんですけども、まず、1点目、朝来小学校については片面使用についても別々に金額設定されているんですけども、ほかの市町でちょっとトラブルも出てきているようなところもあるんですけども、片方で使用料払います、片方で使用料払いませんという場合の対策というのは何かされているのでしょうか。

○議長（松井孝恵）

瀬田君。

○教育委員会事務局長（瀬田和哉）

お答えします。

ちょっといろいろ調べたりもしました。ほかの市町村で問題になっているのは、施設が全体で冷える場合、こういったときには問題がかなりあったようです。半面で例えばスイッチ切り替えるよ、そういった場合には多少ご理解いただけたかなというようなこともお話されていまして。

朝来小学校だけ2面利用になっているんですけども、一応スイッチは分かれています。ですので、半面ずつ利用は可能かなというところと、あと、空間が1つですので、もう辛抱できんねんと言うて、片方はつけて、片方はもったいないからつけへんねよというような話の中で、損得勘定はやっぱりちょっと否めないかなと。そこら辺に関しましても、ほかの市町村でやっぱり同様のトラブルがありまして、それはちょっと使用者間で調整していただくような形で対応していただくしかないのかなというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（松井孝恵）

家根谷君。

○7番（家根谷美智子）

では、トラブルに関しては町は介入せず、使用している者同士で話し合いをしてくださいねということですね。

続いて、もう一点、朝来小学校でしたら隣、すぐ学童保育なのですが、学童保育でもかなり使用することも出てくるかなと思うのですが、70名、70名の140名、もし雨が降った場合など施設の中でぎゅうぎゅうになって、ちょっと子供たちも危ないかな、体育館に行こうかなというのもあると思うんですけども、費用面でちょっと大変かな、今でも運営でもなかなか大変かなと思うんですけども、減免対象とかにはならないんでしょうか。

○議長（松井孝恵）

瀬田君。

○教育委員会事務局長（瀬田和哉）

お答えします。

一応、今の現在のところ、委員会のほうでも説明させてもらいましたんですけども、学校の活動と目的が災害時の避難所、この2点に限っては無料という考えでございます。ほかの一応団体さんにつきましては、学校以外の活動として捉まえてございます。これは、公共施設の使用料については低額に抑えて、大体ほぼほぼ経費に係りましては大体公共料金ですので、税金が投入されておるわけでございます。こういった中で、やっぱ

り使用する方と使用しない方、実質、今現在その経費については使用しない方も税金という形の中で公費投入されてございますので、使わない方は一部負担していただいているという考えは今もあります。それについて、この空調につきましては一旦、やっぱり使う方で負担していただくかなという考えに基づいて設定させてもらってございますので、よろしく申し上げます。

○議長（松井孝恵）

6番、正垣耕平君。

○6番（正垣耕平）

家根谷議員のところ少し重なるところもあるんですが、言われるような受益者負担の考え方っていうのは分かりますし、一旦この費用を求めていくというのは、今まだどの程度の決算になってくるか分からない、見込みが分からないということで要るものなのかなというふうに認識するんですけども、現時点で減免の対象となっている団体の枠組みが学校活動と災害、あとほかにもあるのかというところと、また今後、この団体の枠が変わっていくのかどうかというところの協議の余地は残っているのかなというところが気になるところです。といいますのは、もう各団体の代表さんに話がいつてあるというところも聞いた中で、もう既に月数百円でやっている少年のスポーツ団体とかもある中で、これ1回使ったら何百円か、子供たち、保護者さんに一応徴収せなあかんよという話も聞いていますので、お金がないから暑さ辛抱するんやという、この設置とは真逆の意味にならないように気をつけたいなと思うんですが、そのあたり2点、教えていただけますでしょうか。

○議長（松井孝恵）

瀬田君。

○教育委員会事務局長（瀬田和哉）

お答えいたします。

今の先ほど言うたような形の中で、やっぱり受益者負担というのは一旦これでスタートさせていただきたいなと。いうのも、やっぱり今おっしゃられていましたように、使用に関してはガスの消費量がどれぐらいかかるのか、学校の運用上はやっぱり教室のクーラーの運用と同じような形でいこうかなと考えておきまして、ある程度の温度設定、それを子供の授業中に熱中症対策につなげていきたいというのが基本でございます。学校以外の活動で子供のことをほっておくんかよという話になってくるんですけども、あくまでも屋内運動場の開放事業という考えに基づいて、先ほど家根谷議員さん言われたように、例えばその学童で使う場合も団体という部分が、学校の活動以外の部分であります。そこでやっぱり受益者負担を一旦考えていただきたいなと。

空調につきましては、県下で和歌山市と今のところ多分補助金事業を使って設置したのが紀の川市とみなべ町、ここについては今現在のところ、減免規定につきましては設けてございません。一部、紀の川市では、中体連の大会については空調の免除を規定しているというふうな形で、あと選挙と災害、そういったところ辺は紀の川市はお答えいただいております。お声も、ほかの市町村でもやっぱり子供のことに关してはいろいろ言われているようでございます。

また、国の補助金も空調についてはまだちょっと推し進めている部分もありますので、周辺市町でもやっぱりこういった体育館、屋内運動場に対して空調が設置されているような状況も増えてくるかなというふうにも思いますし、今の段階では断言はできませんが、状況を見ながら来るべきときが来れば考えていきたいなというふうに考えてございますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（松井孝恵）

副町長。

○副町長（山本敏章）

基本的なところなんですけれども、これも減免じゃないんですよね。目的は学校教育と災害時のことを目的として空調を体育館に入れたわけですから、この2つについてはもう当然使うべき施設として使うわけで、それ以外の部分については減免という考え方になりますけれども、この2つは当然それを使用することを目的に使っているんで、その辺だけのご理解のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（松井孝恵）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第47号、上富田町立小学校及び中学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第48号

○議長（松井孝恵）

日程第9 議案第48号、令和7年度上富田町一般会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。

まず、歳出からお願いします。

75ページから80ページまで、ございませんか。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

76ページのかみとん市の運営補助金なんですけれども、以前は何回かされていたという記憶があるんですが、これは何回行うための150万円の補助なのか。以前の複数やっているときの金額と変わりはあるのか、ちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（松井孝恵）

振興課長、芝健治君。

○振興課長（芝 健治）

ご質疑にお答えいたします。

以前はかみとん市は、上富田町内の事業所のことを町内外の方に広く知ってもらいたいということで、地域経済の活性化を図るということを目的で道の駅くちくまので行われておりましたけれども、昨年度から地域の経済活動、経済の活性化というのも大事なんですけれども、地域の住民の皆さんにいっぱい集まっていただいて、イベントを楽しんでいただきたい、そういう趣旨から役場の駐車場に変更されております。その関係で、昨年度は令和6年11月3日に行われたようなんですけれども、今回も令和7年11月3日に行うということです。催しは、昨年は熊高の吹奏楽部、キッズダンス、そういったものがあったということでございます。

過去と違って今回は、昔は農業祭とかあったんですけれども、コロナ禍を経て農業祭、JAさんがやっていた農業祭もなくなりました。ほんで、去年度からは今度は商工会の皆さん方が、地域の皆さんのためにいろいろと汗をかいてやられているということで、新たに補助金を創設ということになりましたので、どうぞよろしくお願

いたします。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

以前は、昨年度も1回、今年度も1回ということ、それで予算も一緒だということ
よろしいですか。

○議長（松井孝恵）

芝君。

○振興課長（芝 健治）

お答えいたします。

おっしゃるとおりでございます。

○議長（松井孝恵）

ほかに歳出について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

では、次に歳入について質疑をお願いします。

歳入、73、74ページ、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第48号、令和7年度上富田町一般会計補正予算（第2号）を採決しま
す。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第10 議案第50号

○議長（松井孝恵）

日程第10 議案第50号、物品購入契約の締結について（令和7年度 第1号 非常備消防事業 小型動力ポンプ付水槽車購入）について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

すみません。これ一度入札は行ったんだけど、1者しか来なくて入札が成立しなかったと、それで随意契約を行ったということをお聞きしたんですけれども、入札が成立しなかったときに入札を入れた金額で、この随意契約と金額同じなのか、それをお聞きします。

以上です。

○議長（松井孝恵）

総務課長、十河貴子君。

○総務課長（十河貴子）

質疑にお答えいたします。

入札が不成立となりましたので、応札のほうは一旦もう無効になっております。新たに見積書を徴収しております。

○議長（松井孝恵）

金額は同じか。

○総務課長（十河貴子）

金額は同額でございます。

○議長（松井孝恵）

副町長、山本敏章君。

○副町長（山本敏章）

当日、5者余り指名しまして、入札になりませんでした。私のほうで札につきましては、指名競争入札としては不成立であってできませんと。今、応札にいらっしゃいます札について、私のほうに預らせていただいても構いませんかという話になりまして、私どもに預かりますと。ただし、この内容について適正化があるかどうかについては、担当課のほうで十分協議した後、後日連絡させていただきますという格好で連絡させていただいた。だから、札に入っている金額については同じ金額です。ということでご理解

お願いしたいと思います。

○議長（松井孝恵）

吉本君、よろしいですか。

○9番（吉本和広）

はい。

○議長（松井孝恵）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第50号、物品購入契約の締結について（令和7年度 第1号 非常備消防事業 小型動力ポンプ付水槽車購入）を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第11 議案第51号

○議長（松井孝恵）

日程第11 議案第51号、物品購入契約の締結について（令和7年度 第1号 小学校管理事業 タブレット端末購入）について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

ちょっと分からないのでお聞きします。92ページの参考資料の契約の概要のところ

に、和歌山県市町村教育情報化推進協議会が実施した一般競争入札の結果、この契約単価によりタブレット端末を導入するということがあって、ただし、契約内容は随意契約というふうになっているのがちょっと分かりにくい説明なんです。多分、これは協議会が実施した3種の種類について共同で入札して、その後、契約は随意契約とするというような、それぞれの市町村がそれぞれの市町村で結ぶという意味で随意契約になっているのかなというふうな気がするんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（松井孝恵）

教育委員会副局長、吉田忠弘君。

○教育委員会事務局副局長（吉田忠弘）

質疑にお答えいたします。

こちら随意契約となつてございますのは、和歌山県市町村教育情報化推進協議会の協定書に基づき、構成の共同調達参加団体と落札者が契約するとなつてございますので、市町にとっては随意契約となります。

以上でございます。

○議長（松井孝恵）

吉本君、よろしいですか。

○9番（吉本和広）

はい。

○議長（松井孝恵）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第51号、物品購入契約の締結について（令和7年度 第1号 小学校管理事業 タブレット端末購入）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第12 議案第52号

○議長(松井孝恵)

日程第12 議案第52号、物品購入契約の締結について(令和7年度 第1号 中学校管理事業 タブレット端末購入)について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第52号、物品購入契約の締結について(令和7年度 第1号 中学校管理事業 タブレット端末購入)を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

△日程第13 議案第53号

○議長(松井孝恵)

日程第13 議案第53号、工事請負契約の締結について(令和7年度 第1号 大谷総合センター運営事業 大谷総合センター耐震改修工事)についてを議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務課副課長、目良大敏君。

○総務課副課長（目良大敏）

よろしく願いいたします。

私からは、議案第53号についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

議案第53号、工事請負契約の締結について。

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、令和7年度 第1号 大谷総合センター運営事業 大谷総合センター耐震改修工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、一金 1億9,250万円。

4、契約の相手方、和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬2502番地の6、株式会社堀組、上富田営業所所長谷口隆司。

令和7年6月19日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

2ページ、3ページにつきましては、参考資料としまして建設工事請負仮契約書の写しを添付しております。

4ページをお願いいたします。

参考資料として工事請負契約の概要を添付しております。

1、工事の概要としましては、耐震補強、その他建物改修、空調・照明設備更新、外構ほかとしてございます。

2の目的にいきまして、耐震補強を含む建物の改修及び老朽化に伴う設備の改修などを行い、施設の耐震化と長寿命化を図るとしてございます。

3の工期につきましては、議決日の翌日から令和8年3月31日まで。

4、落札者の決定方法、こちらにつきましては、令和7年6月4日に6者による指名競争入札を執行し、落札者を決定してございます。

1ページ戻っていただきまして、契約書の写し、第59条の2におきまして、「この契約は、上富田町の議決があったときに、この契約と同一の条項により、本契約を締結したものとす」と定めております。

以上ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（松井孝恵）

当局から提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番、吉本和広君。

○9番（吉本和広）

反対するものではないんですが、ちょっと入札について、こないだ大石議員のほうから発言があったので、私も勉強しなければならないと思って、ちょっとまだかじっただけなので、お聞きすることが不十分なんかも分かりませんがお聞きします。

総務省は、平成19年2月23日の地方公共団体における入札契約適正化・支援方策という通知を自治体に送っております。そのときに、一般競争入札の徹底を図るようというので、直ちに一般競争入札を導入することが困難な市町村においても、当面1年以内を取組を定め、一般競争入札導入に必要な条件整備を行い、速やかに実施するというようなことが言われております。それと、自治法施行令の167条には、指名競争入札は例外であるとして、自治法施行令167条の定めのある場合に限ってその採用を認めておるといふふうにあります。3点書かれておりますが、どのような理由で指名競争入札になったのか、ご説明をしていただけますか。

○議長（松井孝恵）

建設課長、谷本和久君。

○建設課長（谷本和久）

お答えいたします。

指名競争入札は、事前に審査や実績で参加者を限定しているため、安全性が高いとされております。本町では、以前よりこの入札方式を採用しております。指名業者につきましては、一定の実績や技術力があるとみなされた地元業者を基本的に選定しており、特殊な工事や高額となる工事については、近隣市町や県内、県外といったように範囲を広げております。地元業者を基本的に指名することで、地元での雇用や税収にもつながり、災害時にも迅速に対応ができると考えております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

吉本君。

○9番（吉本和広）

地元業者の育成と災害時の育成ということも大切だと思われまますので、いろんな考え

があつてということだと思います。

もう一個お聞きしたいのが、予定価格をこの入札では公表していると思うんです。この予定価格の公表というのは別に違法でもなくて、そういうことをすることも国からも言われています。ただ、最近これを見直している自治体が多くなっています。その理由としては、技術的難易度が高く、規模の大きい工事、1億円ないし5,000万円の——これすみません、横浜市の場合ですけれども——予定価格については事業者の積算能力が入札に反映されると考えられるため、2024年度の契約分から事前公表しない、事後公表とするというふうにしています。

また、規模の小さい工事については、工事内容が比較的複雑でなく、また同種の工事を繰り返し発注することが多いため、事業の積算能力が入札に反映される余地は少ないと考えられるとともに、事業者において積算の見込みがない、入札に参加したことができるなどのメリットが明確であることから事前公表を原則しますというふうに、大きな金額については積算する能力があるから、もうその事前予定価格を公表する必要はないというようなことが言われています。

予定価格と最低価格を公表しているところでは、予定価格にやっぱり入れてくるということや、最低価格でなってくじ引になるとかというような問題も起こっているということで、今は多くの自治体が予定価格を事後発表にするというふうに変更している状況があります。今回は、予定価格に入れるのが適切だということで入れたのだと思うんですけれども、こういうことも検討はしなきゃならないけれども、今はこれが適切だというふうになされたのか、こういうことは全く今後も検討するがなく、予定価格をやっぱり入れていくべきだから入れたのか、その辺ちょっと見解をお願いします。

○議長（松井孝恵）

谷本和久君。

○建設課長（谷本和久）

お答えします。

現在、予定価格、最低制限価格は公表して入札しております。入札方式を見直すということについては庁内で議論して、慎重に進める必要があると考えております。

以上です。

○議長（松井孝恵）

副町長、山本敏章君。

○副町長（山本敏章）

基本的に予定価格を公表するのは、間違いを生じさせないためです。というのは、事前に漏れてしまう可能性もあります。漏れてしまったときには無理なんで、あくまでも

予定価格を事前に公表するということを基本に置いてやっています。そうしないと、やっぱり職員をある意味守る意味もありますし、結局、予定価格が幾らですよということになれば、その金額はもう皆さんが分かるわけですから、不正等の温床にならないということをおの立場ではやらせていただいています。だから、今の流れを検討する必要があるかどうかについては、今後そのことも踏まえて考えますけれども、それは今後の課題として考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松井孝恵）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第53号、工事請負契約の締結について（令和7年度 第1号 大谷総合センター運営事業 大谷総合センター耐震改修工事）についてを採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第14 議案第54号

○議長（松井孝恵）

日程第14 議案第54号、上富田町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、奥田誠君。

○町長（奥田 誠）

私から、議案第54号の提案理由の説明をいたします。

議案第54号、上富田町教育委員会委員の任命について。

下記の者を上富田町教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記。

氏名、深見将史。

住所、上富田町朝来。

生年月日、昭和35年生まれ。

令和7年6月19日提出、上富田町長奥田誠。

任命理由の説明をいたします。

深見将史氏につきましては、本年7月9日をもって任期満了となりますが、引き続き上富田町教育委員会委員として務めていただきたく、議会の同意を求めるものです。

深見将史氏は、同委員として1期4年の経験があり、高等学校教職経験から、義務教育の在り方や生涯学習の観点からも地域に根差した学校での実績、また、現在進めている中学校のクラブ活動の地域展開への助言など、幅広く寄与していただいております。適任な方ですので、議会の同意方、よろしくお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、令和7年7月10日から令和11年7月9日までの4年間となります。

以上です。

○議長（松井孝恵）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これにて討論を終了いたします。

これより議案第54号、上富田町教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

本件は同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時44分

○議長(松井孝恵)

再開いたします。

△日程第15 諮問第1号

○議長(松井孝恵)

日程第15 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件につきましては、11番、榎木正行君の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定により、榎木君を除斥いたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

異議なしと認めます。

よって、榎木君を除斥することに決定しました。

退場を求めます。

(榎木正行議員 退場)

○議長(松井孝恵)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長、奥田誠君。

○町長(奥田 誠)

それでは、諮問第1号について提案理由の説明をいたします。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記。

住所、上富田町朝来。

氏名、檜木正行。

生年月日、昭和28年生まれ。

令和7年6月19日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

令和7年12月31日をもって任期満了となるため、引き続き同人を推薦する。

推薦理由の説明をいたします。

檜木氏は、人権擁護委員を平成23年から5期15年間務めていただいております。また、上富田町身体障害者会会長、上富田町人権推進委員副委員長を務められ、人権問題に対する見識が非常に高く、人権擁護委員として適任であると考えますので、引き続き同委員としてお願いいたたく、同意方、よろしくお願い申し上げます。

任期は令和8年1月1日から令和10年12月31日までの3年間であります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（松井孝恵）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、

適任とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松井孝恵)

異議なしと認めます。

よって、本件は適任とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時46分

(樫木正行議員 着席)

再開 午後 2時47分

○議長(松井孝恵)

再開いたします。

樫木正行議員の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、適任とすることに決しましたのでご報告いたします。

△日程第16 諮問第2号

○議長(松井孝恵)

日程第16 諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、奥田誠君。

○町長(奥田 誠)

諮問第2号の提案理由の説明をいたします。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記。

住所、上富田町市ノ瀬。

氏名、宮本勲。

生年月日、昭和24年生まれ。

令和7年6月19日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

令和7年12月31日をもって任期満了となるため、引き続き同人を推薦する。
推薦理由の説明をいたします。

宮本氏は、人権擁護委員を平成29年から3期9年間務めていただいております。宮本氏は人権擁護委員として、また、地域活動においても精力的に活躍されており、温厚、誠実で地域住民の信頼が厚く、人権擁護委員として適任であると考えますので、引き続き同委員としてお願いいたしたく、同意方、よろしくお願ひ申し上げます。

任期は令和8年1月1日から令和10年12月31日までの3年間であります。
以上でよろしくお願ひいたします。

○議長（松井孝恵）

これより質疑を行います。
質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終了します。
これより討論に入ります。
討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。
これをもって討論を終了します。
これより諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は適任とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。
よって、本件は適任とすることに決しました。

△日程第17 諮問第3号

○議長（松井孝恵）

日程第17 諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

町長、奥田誠君。

○町長（奥田 誠）

諮問第3号の提案理由の説明をいたします。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記。

住所、上富田町朝来。

氏名、幾島浩恵。

生年月日、昭和44年生まれ。

令和7年6月19日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

令和7年12月31日をもって任期満了となるため、引き続き同人を推薦する。

推薦理由の説明をいたします。

幾島氏は、人権擁護委員を令和2年から2期6年務めていただいております。幾島氏は、病院や福祉関係での勤務経験を有し、児童館において、また防災士としても精力的に活動されており、老若男女問わず幅広い方々から信頼されております。人権擁護委員として適任であると考えますので、引き続き同委員としてお願いいたしたく、同意方、よろしくお願ひ申し上げます。

任期は令和8年1月1日から令和10年12月31日までの3年間であります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（松井孝恵）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、適任とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本件は適任とすることに決しました。

△日程第18 諮問第4号

○議長（松井孝恵）

日程第18 諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、奥田誠君。

○町長（奥田 誠）

諮問第4号の提案理由の説明をいたします。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記。

住所、上富田町朝来。

氏名、藪内博文。

生年月日、昭和30年生まれ。

令和7年6月19日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

令和7年3月31日付で委員1名が退任したため、新たに同人を推薦する。

推薦理由の説明をいたします。

前任の出水精一氏には、平成23年から5期14年3か月の長きにわたり人権擁護委員を務めていただきましたが、ご本人のご意向により、本年3月31日付をもって退任されました。出水氏におかれましては、大変お忙しい中、幅広く人権擁護委員活動に取り組んでいただきましたことに対し、心から感謝を申し上げます。

出水氏の後任といたしまして、今回、藪内博文氏を推薦したいと考えております。藪

内氏は町職員として、住民福祉や教育委員会などの分野で勤務経験を有しておりますことから、人権擁護委員として適任であると考えますので、同委員としてお願いいたしたく、同意方、よろしく願い申し上げます。

任期は令和8年1月1日から令和10年12月31日までの3年間であります。

以上よろしく申し上げます。

○議長（松井孝恵）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、適任とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本件は適任とすることに決しました。

△日程第19 議員派遣の件について

○議長（松井孝恵）

日程第19 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第121条の規定により、別紙配付のとおり議員を派遣いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本件については派遣することに決しました。

△日程第20 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

○議長（松井孝恵）

日程第20 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についてを議題とします。

申出書を事務局長に朗読させます。

議会事務局長、笠松昭宏君。

○事務局長（笠松昭宏）

朗読いたします。

各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長から会議規則第75条の規定により、閉会中の継続検査を要する調査事項についての申出があります。内容につきましては、お手元に配付したとおりであります。

総務文教常任委員会谷端清委員長より29項目、厚生建設常任委員会栗田八郎委員長より24項目、議会広報特別委員会谷端清委員長より1項目、議会運営委員会樫木正行委員長より3項目、以上となっております。

また、2の目的につきましては所管事務調査、3につきましては、方法は委員会審査、期間は次期定例会までです。

なお、会議規則第65条の規定による委員会招集通知書及び第74条の規定による派遣承認要求書は後日提出いたします。

以上です。

○議長（松井孝恵）

お諮りをいたします。

各委員長からの申出のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

以上をもって、本定例会の会議に付議された事件の議事は全て終了いたしました。

町長より発言を求られておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田誠君。

○町長（奥田 誠）

令和7年第2回上富田町議会定例会を閉会するに当たりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に提出しました承認議案につきまして、慎重審議をしていただきまして、全てを承認していただきまして、誠にありがとうございます。

まず、本定例会で樫木議員さん、松井議員さんが、和歌山県町村議会議長会から町村議会議員として11年以上在職し、功労のあった者により自治功労者表彰を受けられました。樫木議員さん、松井議員さんには、地方自治の振興、発展のためご尽力なさってこられたご功績に深く敬意を表しますとともに、今後ともさらなるご活躍をご期待申し上げます。誠にありがとうございます。

次に、本定例会の初日に議案第49号、工事請負契約の締結について承認をしていただきまして、誠にありがとうございました。庁舎改修工事につきましては、日常業務を行いながらの工事や、夜間休日工事並びに議場の改修工事となるため、議決後すぐに仮設工事などに着手をしております。

次に、令和7年度一般会計補正予算を承認していただきましたので、教育費の中学校維持管理費で屋内運動場建設用土地購入につきましては、早急に手続を進めてまいります。

次に、先ほどの追加議案の工事請負契約締結についても承認をいただきましたので、大谷総合センターの耐震改修工事にも早急に着手をまいります。

最後に、第3回定例会までには次の行事が予定されていまして、6月21日から7月20日まで大賀ハスマつり、8月17日から26日まで中学生のタミンミン校との交流、8月30日の富田川友遊フェスティバルなどがございますので、議員各位におかれましてもご参加、ご協力をいただけるようお願いを申し上げます。閉会の挨拶といたします。

本日は、本当にありがとうございました。

△閉 会

○議長（松井孝恵）

お諮りします。

本定例会は、会議規則第7条の規定により、本日をもちまして閉会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これにて令和7年第2回上富田町議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後3時01分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 松井 孝恵

上富田町議会副議長 家根谷 美智子

議事録署名議員 檜木 正行

議事録署名議員 大石 哲雄